

第4回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 5年 9月 8日 (金)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例
- 議案第 2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第 5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例
- 議案第 7号 軽米町公共下水道区域外流入条例
- 議案第 8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（11名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君		

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
総務課企画担当課長	鶴飼義信君
総務課総務担当課長	松山篤君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
町民生活課町民生活担当課長	鶴飼靖紀君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
健康福祉課健康づくり担当課長	日向安子君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
産業振興課農政企画担当課長	工藤薫君
産業振興課商工観光担当課長	輪達隆志君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
地域整備課環境整備担当課長	神久保恵蔵君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
教育委員会事務局教育総務担当次長	輪達ひろか君
教育委員会事務局生涯学習担当次長	梅木勝彦君

選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

日山一則君
竹澤泰司君
西山隆介君
関向孝行君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長
議会事務局主事
議会事務局主事

関向孝行君
竹林亜里君
松坂俊也君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、ただいまから令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

この委員会は、本日から14日までの5日間の予定です。皆さんの慎重な審査をお願いします。

なお、本特別委員会の開催期間中の9月11日午後2時より二戸北部ライスセンターの視察を行いますので、同日は午後1時45分頃をめぐりに会議を閉じ現場に移動しますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員は11人、全員出席であります。議長を除いた人数です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前 9時57分）

○委員長（茶屋 隆君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第15号までの15件です。

議案審査の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第15号までの提案理由の説明及び監査委員の審査の意見も本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に議案1件ごとに審査をし、議案15件の審査終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、そのような形で進めていきたいと思えます。

◎議案第1号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第1号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君、よろしく申し上げます。

○総務課総括課長（日山一則君） おはようございます。それでは、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本会議においてご説明申し上げましたが、本条例につきましては公共施設等総合管理計画に基づきまして適正な公共施設の総量や規模、機能の再構成を検討していく際に、今後多額の費用が見込まれるということでございます。その費用を平準化するべく基金を造成するものでございます。

この計画、公共施設については、一般質問のほうでもご指摘がございましたとおり遊休資産的な施設が多数ございます。有効活用を図るもの、あるいは多額の維持

管理費用をかけるよりも除却して新たな使い道を検討するもの、そういったもの等を個別に検討していかなければなりません。現在、個別計画のほうにおきましては維持していくという形の計画がほとんどとなっておりますのでございます。ですので、思い切って除却して、新たな道を考えるという部分が当然必要になってくると思います。そういった意味も踏まえまして、今後の財政が厳しくなる中ではございますが、基金を造成しまして、それに積立てして後年度の負担に充てると、事業の実施に充てるというふうなことが目的でございます。そういったことで基金造成と、あと議案第15号におきましては補正予算に基金の造成費用ということで5,000万円ほど計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） では、ただいま総務課総括課長、日山一則君から補足説明がありました。質疑あるでしょうか。質疑があればどなたか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号から議案第5号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 続いて、議案第2号から議案第5号までを一括して議題とします。

提案理由の補足説明があれば説明を求めます。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君、お願いします。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） おはようございます。それでは、補足説明のほうさせていただきます。

内容につきましては本会議でご説明をさせていただきましたが、まず議案第2号の町立図書館の設置条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、12月に開館するかるまい文化交流センターに新たに整備したことから、位置のほうをかるまい文化交流センターのほうに改正するというものでございます。施行日は12月1日、かるまい文化交流センターの開館日、12月1日としております。よろしく願いいたします。

次に、議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、現在の軽米中央公民館、軽米公民館については12月に開館するかるまい文化交流センターに機能を移転するものでございます。

また、かるまい文化交流センターの多目的利用のために、社会教育法に規定される公立の公民館では法律上制限のある営利事業等も行える施設として、これまで以上に多くの皆様に活用いただくためにこのような改正を進めるものでございます。

続きまして、議案第4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。こちらにつきましては、軽米町立青少年ホームは共同宿泊施設として昭和49年に整備したものでございます。老朽化のほうも進んでおり、近年では子育て支援施設ピヨピヨ広場の利用が主となってございます。そのピヨピヨ広場もかるまい文化交流センターに移転が決まっておりますので、廃止をするものでございます。また、関連しまして軽米町モーター類似施設建築規制条例の第5条の禁止区域にある青少年ホームの文言を削除するものでございます。施行日につきましては12月1日でございます。

次に、議案第5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例でございます。現在、軽米町生涯学習センターにつきましては、役場隣の軽米町農村環境改善センターとなっております。こちらについても、かるまい文化交流センターを新たな生涯学習の拠点とすることで、位置について現在の軽米町農村環境改善センターからかるまい文化交流センターのほうに改正したいというものでございます。施行日は12月1日となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 議案第2号から議案第5号まで、教育委員会事務局総括次長の野中孝博君から補足説明がありました。

質疑があれば受け付けます。質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 議案第2号の図書館の改正ですけれども、これは多分位置が変わるということで、かるまい文化交流センターのほうに図書館を移転するということでしょうかけれども、そこで、あそこはかるまい文化交流センターという施設だと思っておりますけれども、図書館というのはどこでどのように使われるのかな。一般的に施設であれば図書室という言葉もあるのですけれども、その辺のところをどのように使い分けしていけばいいのかなというふうに、ちょっと利用者側として、図書館に行ってくるって、かるまい文化交流センターではないのかとかと、何か戸惑うような気がしたりしているのですけれども、その辺はどのように町民は受け止めてこれから利用していけばいいのかなというふうに、そこがちょっといまいち分からないのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 質問、理解できましたか。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

使い分けということでございますけれども、位置については同じ建物の中ということになりますので、かるまい文化交流センターの中にある図書館というふうなことでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 特にそんなに問題視することではないので、ただ、町民が戸惑わないような状況で今後、多分何かやる時には図書館でやりますよとか、かるまい文化交流センターでやりますよとか、催し等があれば、図書館主催のものもあると思いますので、その辺のところをある程度統一的なやり方で進めていただければなど。あるときはかるまい文化交流センターで図書館の事業をやりますよとか、あるときは図書館で図書館事業をやりますよとか、どちらにもならないようにやっていただければなどということをお願ひしたい。これは事業をこれから進める上でのことですけれども、一戸町みたいにコミュニティセンターの中に図書館があるのですけれども、そこは直接図書館がぱっと見えているので、その辺のところは戸惑いがないようなのですけれども、その辺のところも含めて、これから町民が戸惑わないような状況をつくっていただければと思います。そこはいいです。

次の議案第3号ですけれども、私これを見て、ほかのほうのも一生懸命見たのですけれども、軽米中央公民館と軽米公民館を廃止すると。廃止するということは、それがなくなってしまうということ。私は当然、かるまい文化交流センターのほうにそれが、名前が行くのかなと思ってかるまい文化交流センターの条例も見たのですけれども、そちらには何もない。ということは、軽米中央公民館と軽米公民館はもうなくなるというふうに理解せざるを得ないと。かといって小軽米公民館と晴山公民館は存在すると。果たしてこれは何か、ただただ施設はもう、公民館の施設の利用をとにかくかるまい文化交流センターのほうに移動したいというためだけの条例改正でしかないような気がするのですけれども、その辺、ここをこういうふうに改正するときに、その改正する経緯といいますか、今後の社会教育はどうあるべきとか、そういうふうなことまで当然考えなければならない条例の文言だと思うのですけれども、その辺のところはどのように議論されてこのような形を取ろうとしたのか、ちょっとお聞かせ願ひたい。

あわせて、4項、5項ですか、が2、3になるということ、この4項、5項は何なのかといったら分館という部分のことのようですけれども、分館というのも、多分小軽米とか、笹渡とか晴山の中学校が閉校になったときに分館とかというふうなことにしたようなのですけれども、それがまだ継続しているのかどうかも含めて教えてください。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、軽米中央公民館の機能を移転するというにしました理由、経緯でございますが、かるまい文化交流センターにつきましては多目的な活用をするというふうな

目的の複合施設ということで整備されたものでございまして、その中で社会教育法に規定される公民館というのが法律上、営利事業ですとか、市町村が設置した公民館の運営方針として営利を目的として事業を行うことというのが一部制限されているというふうなことから、今回機能のみを移転することとし、公民館をそのまま、条例上の移転はしないというふうなことで、そのような方針で進めてきたものでございます。

また、今後の小軽米、晴山公民館につきましては、現在の利用方法を基本として、継続利用を基本として考えております。施設の老朽化、利用状況なども踏まえて、今後の方向については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の第2条の第4項、第5項に分館の規定というものがございすけれども、こちらについては必要により置くことができるというふうなこととなっており、第5項の分館の設置に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるというふうなことになってございます。

分館の運営につきましては、既に廃止をしたということでございますので、現在は分館としての旧学校の機能はもう有していないというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私も社会教育関係の仕事を20年以上やってきた人間として、この条例改正に不満を持っていました。不満というより危惧を感じております。なぜならば、ちょっと安易なやり方だなと。先ほどから、前にも話ししていましたが、公民館では営利事業はできない、営利事業はできないというふうな、その解釈の部分だと思うのですけれども、専ら営利を目的とした事業はできないということであって、全く営利というか、商売的な内容のものに貸してはいけないということではない。今までの事例の中でもそういうふうな企業の人たちにも貸している事例もございす。ですから、その解釈の部分だと思うのですけれども、専ら営利事業をやるような事業はやってはいけないということで、何かそれに非常にこだわってかま文化センターのほうに公民館という名前をつけてはいけないとかというふうになっているような気がしているのですけれども、ちょっとその辺のところはもう少し勉強してもいいのではないかな。他市町村の事例等ももっともっと研究すべきではないのかなと。

あともう一つそこで、そこにこだわるということについて、やはり営利事業をやるというふうな、もう当初からの考え方があるというふうに想定されるのですけれども、それはどのようなことを想定されているのか、まず1点お伺いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、その営利事業については専らということで、全ての営利事業が今までもできなかつたわけではないということでございますけれども、詳細な事例等について国のほうから明示されているものがないということで、まず町民の皆様にも有効に活用していただくということで、この判断を仰ぐことなく進めていきたいというふうな思いもあり、このようなことにしたものでございます。

また、ご質問のあった営利事業というものでございますが、現在我々で想定しておりますのは営利団体が行う有名人の講演会などの有料イベント、あとは商品の販売、あとは町内の企業の会議・研修等を想定しておりますものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今お話しされた例ですけれども、それらは普通、公民館でやっていますよ。歌謡ショーだって同じことでしょう、有名人のイベントというふうなこと、大体昔というか、かつては公民館にホールがあって、公民館でイベントというかそういう歌謡ショーとか、講演会とか、当然そういうふうなことをやっていた。企業にもお貸ししているというのは、公民館でも貸しているはずですよ。ですから、ちょっとその辺の考え違いがあるような。私はふっと思ったのは、あそこで喫茶室やるから、多分そういうふうな商売の関係でということかなと思ったら、そっちの話は出なかつたので、ちょっとやはりその辺のところはもう少し勉強をすべきではないのかなというふうに感じます。

それで、先ほど公共施設の議案第1号のほうであれしていただきましたけれども、遊休資産、この前の一般質問でもありましたけれども、遊休資産の今後はどのようになるのか。一つの公民館もそれに値するようになるかと思うのですけれども、なぜこんなにいち早くもうあそこを閉じてしまっただけで使えないようにしようとするのか、ちょっといまいよく分からない。なぜならば、この前の一般質問の答弁でも、まず今後ちょっと検討させていただくというふうな言い方をしています。検討でなく、もう決定事項ですよ。もうあそこは廃止すると、こういうことであれば、今なくなるということは廃止して、もう12月1日からは町民の人たちはあそこは使えませんよというふうな状況にある。多分管理の関係もあってというふうなことだとは思うのですけれども、管理にそんなに難しい問題があるのかなと。今までだってあそこは、ほとんど夜なんかはただ単なる鍵を開け閉めする管理人での管理、日中だって図書館を使うときに開けて、終われば鍵を閉めると、そういうふうな形での管理でしかない。そんなにそこに人を常駐させなければならぬような状況でもない。維持管理費のことのお話もあるようですけれども、果たしてあそこで幾らの維持管理費がかかっているのかなと。それこそかまいた文化交流センターと

段違いの低価格ではないでしょうか。電気料だってそんなにかかっているわけでもないと思いますよ。だから、その辺のところを考えると、またある行政区からは自治公民館のほうのやり方というか、自分のところには公民館がないので公民館代わりにも使わせてほしいというふうなことをお話しされていた。そういうふうなところは、大町、元屋町、仲町、荒町、それぞれもう公民館ございませぬね。これから新たに造るといことも難しいのではないか。であれば、近くにある今の軽米公民館を、軽米中央公民館は廃止しても軽米地区公民館として存続して、それらの地域の人たちが自主管理するような体制づくりをしていくというふうなことを考えるべきではないのかなと私は思うのですけれども、その辺のところ。それも何か一般質問で前に出たときにも検討するとあったけれども、別に検討もしないで、もう勝手に決めてしまっているというふうなことなのですから、果たしていかがなのでしょう。この辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の活用方法については、今後も公民館という形なのか、財産を移動して普通財産という形でまた新たな活用方法なども考えていくというふうな答弁をしたと思いますが、その中でまず私どもとしましては、軽米中央公民館については昭和37年に建設して老朽化の懸念もあって今回かるまい文化交流センターを設置というところもございませぬので、老朽化の懸念等も、あと安全性、そういった部分を考えてながら今後については検討していくということで考えてございませぬ。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 老朽化というのは別に今始まったわけではないです。もう20年、30年前から老朽化、ただ同じ状況で維持していますよね。だから、あえてそれが理由にはならないというふうに私は思います。ですから、もっと町民が使いやすい状況をつくる。

あともう一つですね、社会教育を進めていく上において、社会教育事業の拠点は公民館なのですよね。この条例をやることによって公民館がなくなるのですよ、軽米に。今後、生涯学習宣言している町として社会教育事業をやる場所がないというふうな状況の中で果たしていいのでしょうか。何かあまりにも安易なやり方だなど、ただただ施設を廃止しようというだけの話であって、公民館なんかは別に施設がなくても昔は青空公民館ということで社会教育事業をやる場所であるというふうなこと、公民館というのは社会教育の中で非常に重要な位置であるということをやりに安易に考えているような気がします。これで社会教育に携わっている人間としては恥ずかしいなど、軽米町が恥ずかしい思いをするのではないかなというふう

私は思うのですけれども、その辺のところをもう少し勉強して、せめて軽米地区公民館だけは残すような条例にすべきではないでしょうか。そして軽米中央公民館をそれこそかるまい文化交流センターに持っていく。生涯学習センターを位置を変えらるということですが、生涯学習センターそのものは本来ならば中央公民館と一体でなければならなかったのですけれども、なかなかそれを一体、1つにできないでいました。でも、今が一つのあれではないのかなというふうを感じるわけです。

もう一つ、この条例の中で思ったのは、小軽米公民館を残して軽米公民館を廃止するということ自体がおかしい。軽米公民館を廃止するくらいだったら、小軽米公民館も廃止してもいいのではないのでしょうか。小軽米公民館は生活改善センターという一つの施設ですよ。そこで予算だって生活改善センターの予算であそこは運営しているはずですよ。小軽米公民館には一切予算がないと。そういう中でこれを残して、軽米公民館を廃止するということ、それもちょっとあまりにも考え方がないなど。

晴山公民館の場合は、公民館としてあそこを建設したものだということは、私も役場に入る以前から聞いていました。ですから、あそこは公民館が主体だということで、それはそれでいいのではないかなと思いますけれども、ただ昭和50年以前の話ですから、古い話ですよ。ですから、その辺のところも含めて考えていけば、この条例改正はちょっと安易な発想でしかないように感じるわけですが、もう少し勉強なさったほうがよろしいのではないかなと思いますけれども、これを修正する考えはないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

社会教育事業につきましては、現在は生涯学習事業と一体的に事業を推進しているというところでございます。

また、軽米中央公民館、軽米公民館については、機能はそのままかるまい文化交流センターに移転し、従来どおりの事業、また施設の活用、今までどおり使えるようにしてまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いや、使えるようにするのはいいのですけれども、名前がなくなるのですよ、軽米に。軽米に公民館がなくなるのですよ、この条例によって。果たしてそれでいいのかなということです。そこのところはもう少し社会教育を勉強してほしいなというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでかまい文化交流センターの整備に当たりまして、この辺については協議、議論を進めてまいったというところでございます、廃止による影響は少ないという判断の下進めてきたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 影響が少ないというのはどういうことを言っているのかよく分からないのですけれども、例えば社会教育に係る諮問機関である委員とかそういう方々に聞いたかといえば、聞いたわけでも何でもありませんよ。教育委員会であって、社会教育を進める上では社会教育委員会議というものが非常に重要な位置を占めると思うのですけれども、そこに諮っているというわけでもないと。果たしてこれでいいのかなと。社会教育委員会議は、社会教育を進める上においては一番の重要な諮問機関であるということですから、それも踏まえないでやっていると。多分教育委員会は通ってきているかとは思いますが、果たしてそれでよかったのかなというふうに私は思うのですけれども、非常に私はこれにまず反対の意志を持って考えていますけれども、ちょっと軽米町として恥ずかしくないかなと。このところ、私も長年社会教育に携わってきた人間として非常に安易な発想ではないかなというふうに思います。ちょっとその辺のところをもっともっと勉強してほしいなと。ですから、何としてでもこれは修正すべき事項ではないかなというふうに私は思います。何としてもこれは変えないというのであれば致し方がないのですけれども、ただ私はそういうふうに感じております。いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっといいですか、委員長からですけれども、質問者のほうはいろいろ今述べてきましたけれども、当局のほうではこういうことということで、最初に質問者が述べましたけれども、見解の相違というか、考え方というか、同じようだけれども、その違い、受け止め方ではないかというようなことを指摘して直してくださいということですから、恐らくこのまま話ししていても堂々巡りになると思いますけれども、教育長、その辺どのように考えられているのか、両方の話を聞いて何か参考意見があればお願いしたいと思います。

○6番（中村正志君） 休憩中ですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、休憩ではなく。

○教育長（小林昌治君） 休憩ではないのですか。

○委員長（茶屋 隆君） はい。教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） 様々なご意見があるかと思いますが、条例改正ということではなくて、このように進めますというのは様々な会議に諮りながらも進めてきたものと思っております。その中で、機能移転で今のような形にするというふうに決定し

て理解をいただけてきたものだというふうに、私は認識しておりました。生涯学習、社会教育、町民の豊かな生活を維持していくためにはとても大切な部分であるというの承知しております。生涯学習宣言した当時から比べると、生涯学習の在り方というのは行政主導から住民と一体になった活動というものに重きが移ってきているように思っております。そういう中で機能移転して名称等がなくなったりする部分があるかもしれませんが、機能移転してより活動を柔軟にできるようにしていくというのも町民に理解してもらって進んでいるものだというふうに思っております。

以上、私の思いをお伝えいたしました。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私は、簡単に言えば、軽米中央公民館と軽米公民館、これの位置をかるまい文化交流センターに移転すれば別に問題がないことだと、私に言わせれば。それを何か営利企業どうのこうのとか言って、あそこに公民館を持っていかれないとかというふうな言い方していましたが、私は公民館というものがいずれ社会教育事業を進める上で一番の拠点になるのだということで、確かにかるまい文化交流センターでやる、それはそのとおりだと思いますけれども、ですから小軽米公民館とか晴山公民館残しておいて、なぜ軽米公民館を、軽米中央公民館を持っていけないのか、生涯学習センターも持っていつていますよね。別に、ただそっちの、かるまい文化交流センターの条例に公民館の位置を入れればいいだけの話でしかないな、私は解決策としてはそれが一番。そうならば別に、教育委員会の職員が全員何かあそこに行くというふうな話もありますし、ですからあそこを拠点にして事業は、学校教育も含めて社会教育、スポーツ振興等も全部あそこでやるのだから、それはそれでいいのですけれども、ただ公民館という名称が軽米になくなること自体が非常に問題だなということをおっしゃっているの、今後事業をやることに対しては別にいいのですよ。同じことをあっちに行ってもやるということですから。そのことを理解していただけないかなと思うのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公立の公民館をかるまい文化交流センターの移転とともに社会教育法の適用を受けない施設として多くの皆様にいろんな活用方法を考えて使っていただくというふうな趣旨に鑑みて、このような改正を行ってきたものでございます。また、小軽米公民館、晴山公民館の扱い等についても今後については検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○6番（中村正志君） どのように理解すればいいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員はある程度のことは述べたと思っておりますけれども、この

ことについて皆さんから何かご意見があれば、質問等あれば。

江刺家委員。

- 5番（江刺家静子君） 私もちよっと社会教育の施設とかそういうことについては詳しくは知らないのですが、ただこれは令和5年12月1日から施行するというので、新しいほうの施設は完成したということで業者からは受け取ったと思うのですが、実際にまだ運用は始まっていないわけですよ。随分早いな、この時期に出さなければならなかったのかというのが、本当になくする、向こうに移させるというのが何かその目的で、なるべくこっちは使わないようにというふうになっているのかなと思います。

私の知り合いにも、近所の人たちというか、今図書館とかを利用している人たちは、あそこを残してほしいということで署名運動でもしたらいいのかねという話もあります。また、夜はあまり使われていないようだという事だったのですが、夜も結構踊りとか、太鼓とか使っているようなのですよね。ちょっとこの条例出すのは早過ぎたのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

- 教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

施設につきましては、11月30日まで軽米中央公民館については使用、これまでどおりの活用が可能となっておりますが、12月1日にオープンするという事とも踏まえて今回の議会のほうに提案させていただいているというところでございます。よろしく願いいたします。

- 委員長（茶屋 隆君） そのほかにございませんでしょうか。

中村委員。

- 6番（中村正志君） いずれこれ押し通すというふうな考え方のようではすけれども、12月1日までであるのであれば、一番簡単なやり方は新たにかかるまい文化交流センターのほうの設置条例に付け加えるよりは、ここのところに公民館の位置を、生涯学習センターと同じようにかかるまい文化交流センターに位置を変えればいいだけのほうが簡単に条例改正できるなと私は思うのですけれども、とにかくあそこでは営利事業ができないから公民館を持っていけないというふうなことで、公民館というふうなものをそこに持っていけないというような話をしているようではすけれども、それはやっぱりそこのところはもうなしにして、私は一番簡単な方法はそういうような方法でいいなと思うのですけれども、何とかそれを会期中にでも修正案でも出してもらえれば、私は無事済むのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。そういう柔軟な考え方はないでしょうか。

- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

- 教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） こちらの趣旨といたしましては、

先ほど来お話をしておりましたとおり、社会教育法の適用を受けない施設ということで、営利を目的とした活動でありましたり、政治活動など施設を利用することが可能となるというようなこと、例えますと企業や個人事業主などが商品の販売であったり、製品説明会、展示会、様々な部分でご活用していただくというふうなこと、広く活用していただきたいというふうな思いを込めまして社会教育施設の適用を受けない施設ということで提案しているものでございます。ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ですから、今言ったことだって、政治活動、政治家が来て講演会やるとか、そういうことだってどこの公民館だってやっていますよ。企業等の販売とか、展示会とか、そういうものだって公民館、みんながみんな複合施設があるわけではないですから、公民館だってそういうふうなことはある程度町の利益のためというか、そういうふうなことで貸していますよ。だから、ただ単なる条項を見てこれだったら使えないのだ、使えないのだではなく、もっと勉強してほしいなと思ひます、各市町村の事例を。どこだって公民館は一番誰でも、何でもできるような状況、それこそあそこで専ら商売やってもうけるだけのあれだったら別ですけども、そういうふうなことはほとんどないと思ひますよ。だから、その辺のところを今現在、これから想定するかるまい文化交流センターでやる事業は全て公民館としての事業として、社会教育法に適應する事業としてできるものだというふうに私は思ひますけれどもね。その辺のところはちょっと勉強不足ではないかなというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。ただただ条項を見てしゃべっているように感じますけれども。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） 休憩お願ひします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それから、今の問題につきましてはかなり議論も進んできましたけれども、このまま平行線でいくかもしれませんので、教育委員会事務局総括次長の答弁を最後に、あとは皆さん総括で再度取り上げたい。もし中村委員から何かあれば取り上げたいと思ひますので、それまでに委員の方々もそのことに関してはどうあればいいかということを考えてきていただいて、皆さんの意見も聞いて、あと当局のほうでもこのままいくのか、また新しくこうしたほうがいいのかというものを、勉強されてそのほうがいいのかというのであればそういうふうになるかもしれませんけれども、このまま

時間をやっていってもこれで終わってしまうと思いますので、次に進みたいと思いますので、答弁をいただいて。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君）　たくさんのご質問、ご提言、大変ありがとうございます。いずれにしましても、現段階で皆様に申し上げられることは、現在の軽米中央公民館、軽米公民館についてはかるまい文化交流センターにその機能を移転し、これまでどおり軽米中央公民館、軽米公民館の学習事業、活用をしていただきながら、これまで以上に多くの皆様に活用していただくためにこのような改正を進めてきたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君）　そのほかになれば。

中村委員。

○6番（中村正志君）　今のことに関連はあるのですけれども、生涯学習センターを改正しますけれども、位置を改正する、これはこれでそのとおりでいいですが、ということは、生涯学習センターには地区センターというのもあると思いますけれども、地区センターはそれこそ軽米公民館が軽米中央公民館軽米地区生涯学習センター、小軽米は小軽米地区生涯学習センター、晴山は晴山地区生涯学習センターというふうに地区センターがあるようだけれども、それはそのまま存在するのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君）　教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

生涯学習センターの軽米地区生涯学習センター、小軽米地区生涯学習センター、晴山地区生涯学習センターは、運営規則のほうで定められてございます。今回の条例改正をご審議、ご可決いただいた後に、規則の改正で軽米地区生涯学習センターについてはかるまい文化交流センターへ改正をするというふうなことで考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君）　中村委員。

○6番（中村正志君）　ということは、小軽米公民館が小軽米地区生涯学習センター、晴山公民館が晴山地区生涯学習センター、軽米地区生涯学習センターは軽米公民館でもいいのではないですか。いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君）　教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

軽米地区生涯学習センターは軽米公民館でいいのではというふうなご質問でございますが、こちらについても軽米公民館はかるまい文化交流センターに機能を移転するというふうなことで改正を出しておりますので、かるまい文化交流センターのほうに移転のほうを検討しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員、よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） もう一つですけれども、青少年ホームが廃止された。確かに使われていないということはそのとおりだとは思いますが、ただ、今までピヨピヨ教室に使って、そっちが中心だったから、宿泊も今の時代に合わないということもあったとは思いますが、ただ唯一合宿等ができる施設だというふうなことでまず存在してあったと。古いには古いというのは分かっていますが、ただ、それももう廃止で遊休資産になって、そのままでもいいのかなと。もう少し今後の使い道、全くあそこを解体して更地にするというふうな方針が決まっているのであればいいのですが、それも決まらないうちにただただ廃止していいのかなというふうなこともちょっと疑問に感じるのですが、その辺は今後のことをどのように考えて青少年ホームを廃止にしたのか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

青少年ホームにつきましては、昭和49年ということで約50年近く、施設が整備されてからたっけてきているというふうなことでございます。今後の活用について現段階では持ち合わせておりませんが、安全性上の懸念等もあることから廃止ということで進めてきたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかに。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 図書館のことなのですが、先ほど中村委員の質問に対して図書館をかるまい文化交流センターの図書室というふうな位置づけで答弁したような気がするのですが、これだと図書館は移転することになっていきますので、図書館と図書室では何か役割がちょっと違うような気がしますけれども、かるまい文化交流センターの看板と一緒に軽米町立図書館というふうな看板は下がるのかというか、下げてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。役割が違うのかなと思って。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁した内容については、かるまい文化交流センターの中にある町立図書館というふうに申し上げたつもりでございましたけれども、図書室というふうな位置づけになるものではございません。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第2号から議案第5号までの質疑を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明を求めます。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 全員協議会で説明していただきましたので、補足はございません。

○委員長（茶屋 隆君） 全員協議会で説明されているので補足説明はないということでございますので、質疑ありませんか。質疑があれば。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ないですか。

それでは、質疑がないようでございますので、議案第6号の質疑を終わります。

◎議案第7号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第7号を議題とします。

議案第7号も全員協議会で補足説明をされているのでこの場ではないということでございますので、質疑があれば受け付けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑なしということで、議案第7号の質疑を終わります。

◎議案第8号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第8号を議題とします。

提案理由の補足説明があれば、説明をお願いします。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 本会議場で説明していただきましたので、ございません。

○委員長（茶屋 隆君） 本会議場で説明されているので補足説明はないということでございますので、質疑を受け付けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑なしと認め、議案第8号の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第9号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、続きまして議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りたいと思います。

歳入の説明をもらい質疑、次に歳出の説明、質疑を進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、歳入全般について補足説明があれば説明してもらい、その後に質疑に入ります。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定に係る歳入決算の補足説明を申し上げます。

資料につきましては、議案第9号関係資料とあります令和4年度軽米町一般会計決算の概要について、あとそれから別冊で皆様のほうにお配りしております決算書のほうを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、ご説明お願いいたします。

○総務課総括課長（日山一則君） なお、本会議場での説明と重複する部分もあろうかと思いますが、まず最初に総額の決算の内容を申し上げます。

決算総額につきましては、歳入総額が84億3,305万9,000円、それから歳出総額が79億4,179万1,000円となりまして、差引きします形式収支が4億9,126万8,000円となっております。また、翌年度に繰り越す事業がございまして、それに財源として349万9,000円を繰り越しておるのですが、それを差し引いた実質の収支が4億8,776万9,000円の黒字となったものでございます。

それでは、歳入決算の概要についてご説明申し上げます。決算書のほうを最初に御覧いただきたいのですが、最後のほうのページになります。280ページを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

この280ページにございますのが今年度の歳入決算の款ごと、1款町税から始まりまして自動車取得税交付金までの各款ごとの令和4年度の決算額と、令和3年度の決算額の比較となっております。これを見ますと、トータルで6億3,765万2,053円の増となっております。主なものが町税の区分で、1億1,370万円ほど増となっております。それから、下がってまいりますと国庫支出金で1億3,790万円ほどの増、また町債、借入れでございしますが、これが4億500万円の増と。一方、地方交付税が1億2,815万円ほどの減、あと寄附金が4,435万円ほどの減というふうな形で、トータルしますと6億3,765万2,05

3円の増というふうな結果でございました。

それでは、款ごとに主なものをご説明申し上げたいと思います。決算書のほう、11ページのほうにお戻りいただきたいと思います。この決算書でございませうけれども、予算額と調定額、それに合わせて収入額、いわゆるこれが決算額というふうになっておりますが、これは今280ページ御覧いただきましたが、増減等をイメージしながら、今年度の部分しかここは記載になっておりませんので、そういった形で御覧いただければと思います。

それでは、歳入の概要でございませう。町税につきましては、先ほど申し上げましたとおり1億1,370万2,323円の増で14億1,974万8,929円となっております。主なものでございませうけれども、要因は固定資産税、固定資産税でも償却資産、太陽光発電関連の施設の償却資産がその主たる要因となっておりますが、それによりまして1億1,287万4,000円ほどの増となっております、ほとんどがこれを占めているという状況でございませう。

なお、詳細の町税全部でございませうけれども、次の13ページまでの内容につきましては、私からの説明の後に税務会計課のほうから補足説明をする予定でございませうので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、13、14ページでございませう。2款の地方譲与税でございませう。これにつきましては、森林環境譲与税が前年度から644万8,000円増となりまして、譲与税全体で509万9,000円増の1億1,622万5,000円となっております。

それでは、1つ飛んで17ページのほうを御覧ください。17ページ上段のほうでございませうが、10款地方特例交付金でございませう。これにつきましては、前年度ですね、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、コロナ関連の減収補填ということで歳入があったわけですが、その部分1,197万3,000円が全部減額になりましたので、トータルでは199万3,000円というふうになってございませう。

その下のほうに、11款地方交付税でございませう。これが依存財源の大半、町の予算の半分以上を占めるものでございませうが、これにつきましては1億2,815万5,000円の減となりまして、28億1,608万3,000円の決算となっております。地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税あるいは震災復興特別交付税という3つから構成されておりますが、普通交付税につきましては1億2,622万2,000円の減の25億8,825万3,000円の決算となっております。この要因といたしましては、地方税の増収、いわゆる先ほど申し上げました固定資産税の増によりまして、その分交付税の収入が多くなったということから、その分が少なくなったという部分が要因となります。

なお、特別交付税につきましては前年並みでございますが、2億2,775万円となっております。

それでは、続きまして23ページのほうをお開きいただきたいと思います。15款の国庫支出金でございます。これにつきましては、前年度と比較しまして1億3,790万6,108円増えまして、12億969万1,372円の決算となっております。本会議でも申し上げましたが、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金が9,560万2,000円の減、それから住民税非課税世帯等給付金給付事業費補助金が9,033万3,000円の減、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8,960万9,000円の減というふうに3億円近く減となったわけですが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、かるまい交流駅（仮称）関連の事業費の補助金でございますが、これが3億2,063万8,000円の増、それから電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金が5,434万8,000円の皆増というふうになりまして、このような増額となっております。

それでは、続きまして27ページ、28ページに移ってまいります。こちらは、中段以降ですけれども、16款の県支出金になります。前年度と比較いたしまして3,793万3,150円増となりまして、3億3,774万6,192円となっております。この主な要因としては、衆議院議員選挙執行委託金が1,375万4,000円の皆減、それからいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金が2,107万2,000円の皆増、それから障害者統合支援等給付費負担金が1,322万1,000円の増、参議院議員通常選挙執行委託金が発生いたしまして1,190万8,000円の増ということが要因となっております。

それから、続きまして37ページまで進んでいただきたいと思います。37ページの19款繰入金でございます。こちらは、前年度と比較いたしまして9,803万6,106円の増となりまして、1億2,684万1,106円の繰入れとなりました。これにつきましては、ふるさとづくり振興基金のほうからかるまい文化交流センター事業のほうへ充当するために8,900万円を新たに繰入れしたもの、それから石油貯蔵施設立地対策等交付金というのが交付されて、消防関連の施設あるいは消防車両等の購入事業に充てておりますが、一昨年、その購入が年度内にできないということから新たに消防設備整備基金を設置いたしまして、そちらに積み立てておりました534万3,000円を令和4年度に取崩しいたしまして消防車両の購入に充てたものでございます。以上が要因で増となっております。

それから、43ページ、44ページまで進んでください。こちらの下段でございます22款町債でございます。こちらは、前年度と比較しまして4億500万円増の12億9,650万円となっております。これの主な要因は、緊急自然災害防止

対策事業債ということで、町道の下晴山貝喰線の危険な箇所の対策事業を行ったわけですが、そちらのほうの起債が1億9,000万円ありましたが、それが全て減となりました。逆に、かるまい交流駅（仮称）整備事業債として5億3,240万円が増、それから町営住宅建替団地整備事業債が8,160万円増となりました。以上のことから、4億500万円の借入れが多く発生したものでございます。

以上、合わせまして歳入合計額が、先ほど申し上げましたが、84億3,305万8,279円となったものでございます。

補足につきましては、以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 続けて、税務会計課総括課長、古舘寿徳君、お願いいたします。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） それでは、町税の歳入部分をご説明いたします。

データのほうで令和4年度一般会計歳入決算（町税）説明資料という資料を準備してございますので、準備のほうをお願いいたします。よろしければ決算書の11ページ、12ページのところになります。よろしいですか。

では、ご説明します。まず、1項町民税、1目個人住民税、1節の現年課税分ですが、調定額2億7,709万9,000円に対し収入済額2億7,568万4,145円となっております。収入未済額141万4,855円、徴収率は99.49%となっております。前年度より278万4,000円ほどの減となっております。減の要因といたしましては、納税義務者数が134人、約3%ほど減っており、それに比例いたしまして課税の基となる総所得金額等が減ったことが要因と考えております。

続いて、2節滞納繰越分につきましては、調定額1,745万955円に対しまして収入済額189万722円、収入未済額1,541万3,345円となっております。徴収率は10.83%となっております。

続いて、2目法人町民税、1節現年課税分につきましては調定額5,213万1,500円、収入済額5,213万500円となっております。昨年より事業所数は1社増えておりますが、収入済額が僅かに減った状況となっております。

2節の滞納繰越分につきましては、調定額10万円に対し収入済額5万円となっております。収入未済額は5万円の1社となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税の1節現年課税分につきましては、調定額9億8,194万3,600円に対し収入済額9億7,304万1,014円、収入未済額890万2,586円、徴収率は99.09%となっております。地価の下落による土地に係る収入額は、約300万円ほど減っております。家屋につきましては567万円ほどの増、償却資産につきましては1億1,900万円ほどの増となっております。

なお、徴収率99.09%は大変高い数字となっておりますが、固定資産税全体

に占める割合の高い償却資産分については、課税客体が全て営利事業を行う事業所となっております。事業継続の観点から納税がほぼ100%であり、固定資産税全体の徴収率も押し上げているものであります。

2節の滞納繰越分につきましては、6,482万6,470円の調定額に対し収入済額351万1,120円、収入未済額5,888万250円、徴収率5.42%となっております。

なお、説明資料に記載しておりますが、昨年より収入済額が大幅に少なくなっております。これにつきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症による特例措置として納税の猶予制度が設けられたことにより、その制度を利用した987万3,000円が令和3年度に収納されました。そのため令和3年度の収納額が大きくなったものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金でありますけれども、調定額、収入済額とも139万9,500円となっております。

続きまして、3項軽自動車税、1目環境性能割につきましては、自動車の取得時に納める税となっており、現在は岩手県が県内全市町村分を一括で徴収し、それぞれ市町村へ配分しているものであります。税額は車体本体価格のゼロから2%となっており、燃費などの環境性能により税率が区分されております。調定額、収入済額とも328万1,000円となっております。令和3年度より92万5,000円ほど増となっておりますが、登録台数の増が大きな要因と捉えております。

続きまして、2目種別割でございますが、1節現年課税分は調定額3,624万5,300円に対し収入済額3,560万3,400円、収入未済額は64万1,900円、徴収率は98.23%となっております。

2節滞納繰越分につきましては、調定額137万1,400円、収入済額28万300円、収入未済額101万7,500円、徴収率は20.44%となっております。

軽自動車につきましては、乗用、貨物、原付とも台数につきましては減少しております。2輪車や農耕用などの小型特殊自動車につきましては、ほぼ台数の増減はない状況となっております。総台数が減っているのに調定額、収納額が増えているのは、旧税率であります7,200円の適用の車両が更新され、今の税率1万800円の標準税率が適用される車両が増えたことによるものです。

続きまして、4項市町村たばこ税につきましては調定額、収入済額とも7,287万7,228円となっております。前年度より375万9,000円ほど増えておりますが、販売本数の増によるものです。

資料のほうの下段のほう、12番という項目のところをお願いしたいと思います。以上、4税の総額で記載しておりますが、令和3年度の決算より1億1,370万

円ほど、率にして8.71%の増となっています。増となった要因といたしましては、先ほどもご説明しました固定資産税の増、あと収納率も94.1%と伸びたことによるものであります。

同じく後番の14番、滞納繰越分につきまして述べさせていただきます。先ほど固定資産税の部分でもご説明いたしましたが、令和3年度から910万円ほどの減となっておりますけれども、コロナウイルスの特例措置という納税猶予制度を利用した部分が大きく、そこで増減の要因となっています。

続きまして、データのほうで不納欠損の資料ということで続きのページ、4ページ目みたいな形で30ページ頃にある資料かと思っておりますけれども、不納欠損の説明資料のほうを説明させていただきます。

[何事か言う者あり]

○委員長（茶屋 隆君） いかがですか、よろしいですか、出てきましたか。令和4年度軽米町決算資料、令和4年度町税の不納欠損状況、大丈夫ですか。では、お願いします。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） では、不納欠損の状況についてご説明いたします。

表の左端は税目、2列目は理由、そこから右に人数、金額、適用した条項を記載しております。

上段のほうですが、町民税で、財産なし4人、8万4,561円、生活困窮1人、6万2,327円、町民税計として5人、総額14万6,888円を不納欠損処理しております。

以下、2段目は固定資産税、3段目は軽自動車税ということで、4段目は普通税の合計、全部で73名、合計額265万5,588円を不納欠損処理させていただいております。

理由の部分ですけれども、財産なしということは、換価できる税に充てることのできる財産がないということであり、生活困窮とは差押え等の処分を行うと、その方あるいはその方の属する世帯の生活が成り立たなくなる状況と判断される場合、所在不明とは滞納者あるいは換価できる、充当できる財産の所在が不明な場合に適用される状況であります。地方税法の規定により、この3つに区分された場合に不納欠損の処理をすることができるとされておりますけれども、滞納者の財産や資産の状況、家族構成や収入状況、生活状況等を調査し、慎重に検討を行い、致し方ないと判断される場合のみ不納欠損処理を行っております。

以上、町税の課税及び収納状況、併せまして不納欠損処理の状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、歳入全般について担当課からの説明が終わりました。質疑を受け付けたいと思いますが、一括でよろしいですか、歳入全般で。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 今滞納整理の関係で、令和2年度に滞納整理機構へ職員を派遣し、機構のノウハウを学び、滞納整理を進めた結果、現在は困難案件が多く戻っているということでした。そのノウハウというのは、例えばどういうことなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古館寿徳君。

○税務会計課総括課長（古館寿徳君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

実は調べるところ、金融機関の状況とか口座等、そういうような一般的な部分は私どもも存じておりますけれども、そのほかにこういうところを注意して調べると出てくる場合があるよと、あるいはこういうところを注意して行動とか、あるいは車両とか、そういう部分を調べるとその方の状況が分かるよと。もう一つは、どうしても対住民との関係ですので、交渉ですので、どういう持っていき方をして、どういう答えを導き出すかというような交渉術といえいいのでしょうか、そういう部分等もやはり長年県の税のほうをやっている方々はノウハウあるいはスキルのほうを持っておりますので、そういう部分を一緒に学んで帰ってきたということで捉えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにごございませんでしょうか。

なければ歳出に入りますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、歳出は款ごとを基本にしながらも、項ごと、目ごとと項目の量によって進めたいと思います。主要施策の説明書、記載の主要事業を重点に説明をいただき、決算書の説明を一緒をお願いすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、異議なしということで、それでは総務費からお願いします。

総務課企画担当課長、鶴飼義信君、説明お願いいたします。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） それでは、お渡ししております令和4年度の主要施策の説明書と決算書のほうと併せて御覧いただきたいと思っております。

主要施策の説明書につきましては、1ページの下段の2款総務費から説明させていただきます。

それでは、1項総務管理費の（1）ふるさと納税の推進につきましてご説明をさせていただきます。令和4年度につきましては、引き続きふるさと納税ポータルサ

イトの活用、オンライン決済の導入によって、カード決済やコンビニ納付等を可能にすることで利便性を図り寄附金額の増加につなげるということで進めてまいりました。事業費としては1,389万円、その中身としては返礼品及び配送料、ポータルサイト利用に伴う委託料等の経費となっております。決算書は52ページから56ページにかけて御覧いただきたいと思っております。

なお、令和4年度の寄附実績につきましては2,194件、金額にしまして3,153万2,000円となっております。前年度比較で27.7%の増ということとなっております。

続きまして、(2)公聴広報活動のほうのご説明をさせていただきます。①広報かるまい・広報かるまいお知らせ版の発行につきましては、事業費につきましては主に広報かるまいの発行に係る経費となっております。町政の記録及び情報提供等を目的として作成し、全戸配布を行っております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。軽米町情報通信基盤整備運営事業費、事業費につきましては3,393万9,000円でございます。事業によって構築した光ファイバー網を活用し各種情報通信サービスを継続し、併せて保守管理業務を行ったところでございます。各世帯に配置しました告知放送端末の活用によって行政情報の発信を行ったものになります。

続きまして、③かるまいテレビ運営事業になります。事業費は2,218万3,000円でございます。先ほどの光ファイバーも活用したかるまいテレビの運営の委託、あと保守業務を行っております。

決算書はいずれも58ページとなりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、飛びまして(4)のふるさと会の支援のほうの説明をさせていただきます。決算書は64ページになります。こちらは、在京軽米会、久慈軽米人会に対する総会等の事業への補助、15万1,000円を支出してございます。

以上、1項の説明とさせていただきます。

○委員長(茶屋 隆君) では、さっき款ごとと言いましたけれども、項ごとに進めたほうが分かりやすいかと思っておりますので、1項、町民生活課分の説明をいただいてから質疑を受けたいと思っております。

町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長(鶴飼靖紀君) 2款総務費、1項総務管理費の町民生活課分をご説明いたします。

(3)交通安全運動の実施についてでございます。決算書のページは62ページでございます。①高齢者運転免許証自主返納の促進につきましては、運転免許証を自主的に返納いたしました75歳以上の高齢者の方に対しまして、商品券2万円分を30名の方に助成しております。事業費につきましては、60万円を支出してご

ざいます。

②交通安全関係団体の助成につきましては、交通安全活動を実施する団体に対しまして、二戸地方交通安全対策協議会に13万9,000円、二戸地区交通安全協会軽米分会に対しまして31万1,000円、合わせまして45万円の支出を行っておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、2款総務費、1項総務管理費について説明をいただきました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 決算書の54ページなのですが、役務費のところ無人航空機（ドローン）操縦士資格取得等手数料とありますが、これは職員の方でしょうか。何人の方が資格を取得されていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

令和4年度におきましては、無人航空機（ドローン）操縦士資格取得費用といたしまして22万円ほどの支出をしております。これは、役場職員1名が災害対応あるいはそのほかの農業等の分野におきましてドローンを活用し、そういう事業に充てるために派遣し、操縦士資格を取らせたものでございます。

非常に受講料としては高いなというような感覚もあるかと思っておりますけれども、内容的には航空法など非常に高度な知識、研修を数日にわたって行ってきておりますし、またドローンの操縦技術もある一定のレベルに達しないと修了証書、資格認定証書を頂くことができないというようなことから、このような費用となっているように聞いております。

そういうことで、令和4年度におきましては1名の職員を派遣しております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。1名の方が資格取得をされたということです。いろんな面でこのドローンを活用したいということが出てくると思いますが、今、職員の中にはそうするとこの方1名だけでしょうか。あと、また何人かいらっしゃいますか。そして、どういうことに出動したかというか、依頼があつて出たことがありましたら教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度におきましては1名の職員、これは総務課の職員でございます。まだ

ドローンは購入してはございませんけれども、防災面対応ということで、災害対応ということで想定しておりまして資格を取得させたものでございます。

これは今回の決算書には関係ございませんが、令和5年度においては、産業分野で様々な活用が考えられるということで産業振興課職員1名の派遣をしているところでございます。つまり合計、今現在2名というような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

同じく11節の役務費なのですが、弁護士法律顧問料9万9,000円というのがあります。それから、12の委託料で弁護士委託料446万8,669円というのがあります。この内容についてちょっとお聞きします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

行政に対する様々な、近年法律上の相談が必要な事案が多数発生してございます。そのために盛岡市の弁護士と町と法律顧問委託契約を締結しておりまして、年間、顧問料として9万9,000円を支出しているわけでございます。

これは、根拠は8,250円の12か月で9万9,000円ということで、5時間までは相談料は無料だというようなことで、大体1案件につきまして30分程度の相談になりまして、つまりは10回までは相談が無料というようなことで契約をしているところでございます。その10回を超えた場合は30分当たり9,900円の法律弁護士料がかかるということですので、大体10回分の実費分を顧問料ということでお支払いして、様々な法律案件の相談に対応するために支出しているところでございます。

それから、委託料で計上してございます弁護士委託料でございますが、これにつきましては昨年来岩手県ほか1名を相手取りまして、皆様ご承知の訴訟を提起させていただいたところでございまして、その係る委託料として446万8,669円支出しているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 交通安全のことでちょっとお伺いしたいと思います。前にも説明しているのだと思いますが、私の記憶にちょっとないので、高齢者の75歳以上の方が免許を返納した場合に2万円の助成をするという。これは単発、1回限りということなのかどうか、毎年なのかどうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 2万円の商品券につきましては、申請をいただいた1回限りということにさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 交通安全だけの問題ではなく、高齢者の足というふうな問題に関連するのですけれども、免許を返納すればそれこそ足がなくなると。軽米の場合は交通機関が非常に少ないので大変だと思いますけれども、そこで単発でいいのかなというふうなことを考えながら、併せて100円バスとか、コミュニティバスとか、定期バスが通っていないところにはそれなりのあれはあるのですけれども、逆に定期バスが通っているところは、定期バスに乗ればいいだろうということだとは思いますが、ある方からちょっと言われたのが、定期バスに乗れば金額が高いと。町民バスとかコミュニティバスは、100円出せばまず目的地まで行けると。それが定期バスだったら、観音林から町まで来るのに何百円というふうな金がかかる。こういうふうな定期バスが通っていないところの人たちと均衡取れるような形で定期バスに対しての、高校生の通学援助ではないのですけれども、一般町民の方々もそういうふうなことで少し援助するというふうな考えはないのかなと。それがこの75歳以上の高齢者に対しての免許返納の方々の推進ということにもこれはつながるのではないかなと、こうちょっと思ったりしているのですけれども、交通安全の担当課ではないとは思いますが、こういう話題は今までなかったのかどうか、ちょっともしあったら、なければ今後私も研究して、ちょっとまたあれしたいと思いますけれども、今時点で何かあったら教えていただきたい。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 商品券をお渡しするときに、町内のタクシー会社でも使えるということは説明してございます。また、経歴証明書等を提示いたしますと、岩手県のタクシー協会に加入している会社であれば1割引で利用できるという制度もございますので、そういうものも順次説明していきながら、免許返納を推進してまいりたいというふうに考えております。

○6番（中村正志君） 定期バスの支援の関係は話題になったことがあるか。

○委員長（茶屋 隆君） 挙手していただいて。

○6番（中村正志君） さっき聞いたことをしゃべっていない。

○委員長（茶屋 隆君） しゃべっていないだけだよ。今後そういうようなことも考えていかなければいけないということ。

総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

定期バスの関係で高齢者対策ということでの検討は、今時点ではまだ進んでいな

いところでございます。ただ、先日の一般質問のほうでもございましたように、利便性の高い公共交通機関の構築というのは課題となっておりますので、今のご提言も含めて検討はしていかなければならないのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
中村委員。

○6番（中村正志君） 要望として、私もよく定期バス通るのを見ているのですけれども、あの大きいバスにゼロの日とか、1人とか、2人とかというふうな状況で、もったいないな、この状態が続けば定期バスもなくなれば困るなというふうなこともちょっと危惧したりしているのですけれども、逆に定期バスを、町でいろんなことをやってくれるから逆に定期バスには乗らなくてもいいというふうなこともないわけではないと。だから、その辺も定期バスの利用も増えるような状況を、いろんな関係各機関と協議しながら進めてはいかがかなというふうに感じているのですけれども。というのは、例えば子供たちはみんなスクールバスどんどん使っていますけれども、逆に通りの子供たちは定期バスに乗ってスクールバスの代わりにするとか、そういうこともあっていいのではないかなというふうに私自身は思っていますけれども。何か2キロもないところでスクールバスに乗ってきている子供も今はいるような状況です。だから、その辺のところも併せて、定期バスが通っているところはもうスクールバスではなく定期バスに乗ってきてもらって、町で全額負担してもいいと思いますけれども、というふうな形で定期バスの利用が増えればまた違うのかなというふうに感じたりもしていますので、もし可能であればそういうことも含めて検討してほしいなと思いますけれども、まず検討の余地があるかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問、ご提言にお答えいたします。

先ほど申したとおり、具体的な検討というのは今現在ございませんが、バスの利用の増につきましては今度かるまい文化交流センターが開館すると、それに合わせてバスターミナルをそちらに集約するというところで考えてございます。全てのバスがそちらを経由あるいは停車するという形にする考えでおりますので、そういった利便性あるいは小中高、子供たちのほうも利用できるような機会というのも増えてくるのかなと思いますので、今のご提言踏まえて検討というか、今後協議していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。かるまい文化交流センターのほうにまず

バスターミナルができる、非常にいいことだなと思います。私、危惧しているのは、軽米中学校が1校になったということで、10年ぐらいたちますけれども、部活動が今後どのようになるのかは分からないのですけれども、地域移行とかというふうにもいろいろあるのですけれども、平常日だったらスクールバスでいいのですけれども、土曜日、日曜日はまず送り迎えしてくれる人がいないと来られないというふうな状況もある。ですから、そういうふうなときにそういうふうな定期バスを使って学校のほうに来るような方法等も指導していく。ただし、その際には、逆に言えばお金のほうは全額補助するとかというふうなことも、やはりこの広い軽米町に1校しかない中学校の場合、そういうことも考えていただくことが必要ではないのかなというふうに私は思うのですけれども、その辺も含めて検討してほしいなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） そちらは教育委員会事務局サイドも含めて協議していくこととなりますので、この場でどうこうというのはちょっとお答えできませんが、引き続き協議してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 先ほど質問したことについて関連して質問いたします。

弁護士委託料44万8,669円のほうなのですが、医療廃棄物関係のほうで弁護士を委託しているということです。令和4年度から現在までの裁判だと思のですが、裁判の状況というか、その話合いの状況といいますか、どんなふうになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

訴訟の推移につきましては、6月の定例議会でもご質問がありましてご答弁申し上げましたとおり、現在お互いの被告、原告準備書面をそれぞれ出し合っている状況で、その状況は現在も変わりはありません。まだもう少しお互い、反論部分が文面にございまして、それぞれそれに対して反論を加えているというような状況でございまして、具体的にいつ頃ある程度方向が見えてくるかということにつきましては、今のところ申し上げられることはございませんが、年内にはある一定の方向づけが裁判所のほうから示されるのではないかなというような、感想として思っているような今のところの状況でございまして。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。そうすると、裁判を傍聴するとかという事は、そういう裁判ではないということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えします。

去年は、コロナ感染症を懸念いたしまして、盛岡地裁のほうではウェブによるお互いのやり取りといたしますか、を行っている状況でございまして、現在もその状況に変更はございません。町の代理人である弁護士、裁判所、それから被告の弁護士、場合によっては被告の職員が数名、パソコン上に登場しましてやり取りをしているというような状況でございます。

以上、申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 交通安全のことで。一般質問のときにちょっとはっきり聞き取れていなかったという失礼ですけれども、信号機の撤去の関係で交通安全対策協議会とか交通安全協会の軽米分会とか何かそういう二戸地区の何だか会議やって決定したものを警察が町のほうに要望してきたというふうな言い方をしていましたけれども、軽米の人たちはそういう信号機を撤去するという決定の中には入っているのですか、軽米の人たちがその会議とか、その議論をする場に入っていたのかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

二戸警察署で行われた交通規制対策協議会には二戸管内各市町村の交通安全担当者、道路整備担当者、そのほか交通に関する団体の方々が参加をしておりました。軽米町からは、私と地域整備課のほうの課長と出席をしておりました。その場で軽米の信号廃止の計画の説明も含めて管内の計画の説明が行われております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） その会議の中でそういう説明があつて、何か意見を申し述べていただいたのでしょうか。ただ聞いてきたのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） 一般質問のときの答弁にも申し上げましたような軽米町としての意見書の内容と同様のものを申し上げてきました。どちらの信号機の撤去場所も通学路であり、道路の状況も見通しが悪い状況であったりとか、そこで通学の子供たちも危険に巻き込まれる危険があるということとか、あとはインターチェンジ前の信号機のところはとても広い交差点であり、また大型のトラックですとかの通行も多いし、それから高速下りた後のその高速の感覚で走る車もある状況なので、とても危険であるので信号機の存続をお願いしたいというような内容の

ことを意見として申し上げました。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。

私が思っているような内容をそのままお話ししていただいたなということで、ただ、それでもなおかつ聞き入れなかったということだと思えるのですけれども、8月1日付のお知らせ版だったのですけれども、果たしてあれを軽米町民全員が見ているかといえばちょっと疑問のところもあるのですけれども、というのは回覧なんかほとんど男性の方なんか特に見ていないのが現状ではないのかなと。そこで、あそこは下新町地内ではありますけれども、下新町だけのものではないと。やはり軽米町全体の交通安全施設というふうなことを考えた場合に、軽米町民全体を対象としたこういう撤去する経緯とかそういうふうなことを含めた説明、警察のほうからの説明会というものを担当課が主催してやっていただけることはできないのでしょうか。下新町独自でやるということも考えてもみたのですけれども、考え方によっては単独でやるよりは全体を対象にしてみんながそれに関心を持つというか、そういう状況になるのだということを経験した上で説明会を受けるべきではないかなというふうに私は思うのですけれども、まず担当課としてそのような考え方を警察のほうに要請する考えはないか、ちょっとお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） チラシにつきましても、警察のほうからの依頼があって、そのような方法での回覧ということでございました。また、その住民説明会につきましてもこちらでも話題にしてお願いをしておるところですけれども、警察のほうからは町内会に対する説明会の開催はしたいというふうなお話は聞いております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ということは、町内会であればいいのだけれども、町全体では云々ということですか。二度手間になるよりは、いずれあそこは下新町地内だから下新町で主催して下新町の人たちを集めてというふうなこともできるかもしれませんが、蓮台野の信号機だって蓮台野の人たちはどのように考えているとか、そこを利用する、車で利用する人たちは、軽米の人たちはみんなかなり多くの方々がいらっしゃるのではないかなと。関心もかなり高いのではないかなと思うのですけれども、その辺も含めて考えればやっぱりもっと広く、対象を広くして、役場が音頭取りしてやったほうがいいのではないかなと、私はこう思うのですけれども、検討していただければな。ここで回答はいいのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいま信号機に関する説明会ということでございます。地

区の町内会向けにはやるということでは警察のほうもないと思います。議会でもこういった質問も出て取り上げられたということですので、こういった要望があったということをして二戸警察署のほうに連絡をして、農環センターとか、どの程度の人たちが集まるのか、どの時間帯がいいのかというようなあたりは検討しながら、いずれそういった説明会を、1週間ぶっ続けてというのは多分無理だとは思いますが、日程調整をして農環センター等で説明会のほうを開催するという方向で検討させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。よろしいですね。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、2款総務費、1項総務管理費を終了いたしまして、これで休憩して、午後1時から再開いたしますので、1時まで休憩いたします。

午後 零時04分 休憩

午後 零時56分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

2款総務費、企画費からでございますので、企画費、花いっぱい運動の展開のところからご説明をお願いいたします。

町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君、お願いいたします。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 2款総務費、2項企画費の町民生活課分について説明いたします。決算書につきましては68ページになります。

花いっぱい運動の展開についてでございます。令和4年度につきましては、36団体の参加をいただき、花いっぱいビューティ軽米推進コンクールを実施いたしました。町民の環境美化意識の高揚に努めたところでございます。事業費につきましては98万6,000円でございます。主な支出内容につきましては、参加団体に対する報償費、また花の苗の育苗業務委託料等でございます。

町民生活課分につきましては以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） それでは、続きまして同じく主要施策の説明書の2ページになります。総務課分を説明させていただきます。

（2）聖地巡礼休憩所借上料といたしまして、令和4年度、24万円を支出してございます。「ハイキュー!!」の漫画の背景となった関係で訪れる観光客の皆様の案内所としての借上げを行ったところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。（3）バス運行業務委託料となります。事業費は、全体で5,768万円となっております。廃止路線バスの代替運行のコミュニティバス、それと町民バスを運行することによって、移動

手段の確保、利便性の向上を図ったところでございます。

決算書につきましては68ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(4)地域おこし協力隊推進事業となります。決算書では、66ページから68ページとなります。事業費は、全体で887万7,000円となっております。令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1人ずつの協力隊を任命してございます。その人件費及び活動費の内訳となっております。

活動の内容といたしましては、町内の学校等と連携したPR活動、具体的に申し上げますとCM大賞の制作、特産品の開発、産直施設の充実などの活動に取り組んでいただいております。

続きまして、(5)共同参画地域づくりチャレンジ事業支援金となります。決算書は70ページとなります。

事業実績といたしましては、前年度、令和3年度からの継続事業が1件ございまして、事業費といたしましては41万円となっております。

事業内容といたしましては居場所づくりの活動で、地域活性化に取り組む内容となっております。スタートアップ事業枠の事業であって、2年目という取組となっております。

続きまして、(6)行政区活動交付金につきましては89行政区、総額で733万8,000円の交付金となっております。

続きまして、(7)地域活動支援事業費補助金につきましては地域が抱える諸課題等に対して、地域での創意と工夫をいただいた自主的活動に助成をするものでございます。

内訳といたしましては、単一行政区での活動で32地区、複数行政区での実施が6団体、そのほか自主防災組織の活動が3団体ございまして、合わせて511万4,000円となっております。

続きまして、主要施策の説明書の4ページを御覧いただきたいと思います。(8)結婚新生活支援事業補助金、こちらにつきましては結婚を契機に軽米町に居住し、新生活を始める新婚世帯を対象に、その経費に対して助成をするものでございます。

対象となる方は、令和4年度に婚姻届を提出されて、年齢が50歳以下、住所が町内にある方に対して交付対象となりまして、その対象となった方が4組ございました。総額で111万8,000円を交付したところでございます。決算書は70ページとなります。

続きまして、(9)バス路線維持対策費等補助金、こちらにつきましては県北バスが3路線、JRバスが1路線につきまして、路線の維持確保のために補助しているものでございます。総額で1,237万1,000円となっております。決算書は、同じく70ページとなります。

続きまして、（１０）岩手県立軽米高等学校生徒バス通学費補助金、こちらにつきましては軽米高校バス通学者の負担軽減を図るため補助しているものでございます。令和４年度につきましては、申請者８名ございまして、総額で７８万５，０００円を補助してございます。こちらは、上限が１人月額２万円までとなっております。決算書は７０ページとなります。

続きまして、（１１）地域活性化起業人給与費負担金、こちらにつきましては決算額が５６０万円となっております。こちらは、三大首都圏に所在する企業等から人材を派遣いただき、地方への人の流れを創出し、地域の魅力、価値向上につながる業務に従事いただき、そういう条件の下、派遣いただくものでございます。株式会社軽米町産業開発へ１名派遣いただいているもので、その財源は特別交付税で措置されることとなっております。こちら、決算書は同じく７０ページとなります。

続きまして、（１２）空家等活用推進補助金、こちらにつきましては決算額が５７万７，０００円となっております。こちらは、軽米町の空き家バンクに登録された物件につきまして、家財等の処分、環境整備、リフォーム工事に要した経費に対して補助するものでございます。令和４年度は２件の実績がございました。決算書は、同じく７０ページとなっております。

（１３）若者・移住者空き家住宅取得事業費補助金、こちらにつきましては決算額が５０万円となっております。これは、空き家を利用した若者世代が住宅を取得するという場合に補助しているものでございまして、令和４年度は１件の実績がございました。なお、上限３０万円となっておりますが、令和４年度から１８歳未満の子と同居する場合は上限５０万円ということで、その５０万円の実績となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 続いて、再エネ。

再生可能エネルギー推進室長、日山一則君。

○再生可能エネルギー推進室長（日山一則君） それでは、続けて資料のほうは４ページを御覧いただき、決算書のほうは７２ページとなっております。再生可能エネルギー推進室でございしますが、（１４）といたしまして再生可能エネルギー発電事業推進専門員派遣業務委託料７４万８，０００円の決算となりました。

軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画に基づきまして、発電事業者が町に提出する設備整備計画、林地開発の審査業務を専門の方に委託して審査いただくというものでございます。

それから、（１５）地域再エネ導入戦略策定支援業務委託料９２万７，０００円でございます。こちらは、国の補助金の採択を受けまして、今後策定予定、今年

度策定を進めておりますが、軽米町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に反映させます温室効果ガスの削減や再エネ導入の目標設定、地域ビジョンの策定などの調査を行いまして、軽米町地域再エネ導入戦略を作成したものでございます。これは、エヌエス環境株式会社盛岡支店のほうに業務委託して行った事業でございます。

なお、これの財源は国からの補助金、決算書の26ページにございます企画費補助金の中で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで、同額927万3,000円の財源を基に実行したものでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） もう一つ、6項の統計調査費もここで説明をいただいて、一緒に質疑したいと思います。

総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） 主要施策の説明書のほうは5ページとなります。6項統計調査費、町民意識調査等の実施ということで、138万2,000円の事業費となっております。

こちらは、統計調査員として96名委嘱しているところでございます。各種委託統計につきましては、担当地区の調査員の皆様をお願いしているところですが、町民意識調査につきましては全ての委員のほうに依頼をして行っているところでございます。事業費につきましては、その委員報酬ということでございます。

以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、2款総務費、2項企画費から6項統計調査費まで説明をいただきましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 金額は小さいのですが、68ページの企画費の報償費に移住イベント等謝礼品1万6,221円とあります。これ移住イベントというのがどこでどういうものが開かれているか、お聞きします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、岩手県で毎年開催しております、東京のほうで移住フェアがございまして、そちらに担当者及び地域おこし協力隊の移住コーディネーターの方と行った際の来場者への記念品等の経費となっております。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにもございませんでしょうか。

中村委員。

○6番（中村正志君） まず初めに、花いっぱいということで、花いっぱい運動そのものはそれでいいのですけれども、花いっぱい運動を町全体として取り組んでいく上で、

町内に道路、バイパスにしたりとか、道路を切り替えたりして、そういうものの隙間といいますか、に花壇みたいなどころがあちこちにあると思うのですけれども、それに切り替えた当初は各地域の婦人会とかそういう人たちが花を植えたりもしたりしていた時期もあったようなのですけれども、今あまり全体がそういうふうな状況にはなっていないなというふうに感じています。町全体を花いっぱい運動として展開していく上で、ただ単なるコンクールだけではなく、そういう道路端といいますか、道路のそういうふうなところが結構幹線道路の付近にも、高家とか、それこそインターの近くにもそういうところがありますけれども、そういうふうなところにも花を植えてもらうような仕掛けといいますか、それは各地域、地域にまずお願いしたりしなければならぬと思うのですけれども、かつては各地域に地域協議会とかそういう団体等があったのが、今もうほとんどなくなってきていると。老人クラブも衰退しているという状況だと思うのですけれども、そういうふうなことでまとまって団体活動ができないでいるかもしれないのですけれども、自治会活動等の一環でそういうふうなものを仕掛けしてというか、こういうふうなものを何とかお願いできませんかと、これだけの、幾らかの補助金を出しますよとかというふうな形でまず、軽米に来ればきれいな花がいっぱいあちこちに咲いているなというふうに来町者を歓迎するようなムードづくりといいますか、そういうふうなものをまずつくってはいかがでしょうかということ。例えば九戸インターの周辺の交差点ですが、花がいっぱいきれいに咲いたりしていると。何か聞くところによると、そういうふうな、せつかく他市町村から来る人たちを招き入れるということで、村で歓迎するというふうなことで、ある程度の補助金をおあげして、そういうふうなことをやっていただいているというふうなことを聞いたりもしています。ただ単にコンクールだけではなく、そういうふうな形で町全体の花いっぱい運動というふうなものも展開してもいいのではないかなと思いますけれども、そういうふうな企画等も考えてはいかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民生活課では、3年前より小さな花壇いっぱい運動というものを実施しております。秋にチューリップの球根を町民の方または団体の方にお配りして、小さな花壇でも花いっぱい運動ができる、あとプランター等でも花いっぱい運動ができるというふうなことで、コンクールに対するハードルを下げたり、町民の新たな掘り起こしを実施しているところでございます。そういったものを活用していただき、空き花壇の花いっぱい運動にもつなげていければいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 次に、聖地巡礼休憩所借上という項目の中で、何か今までと違ったなと思っていましたけれども、「ハイキュー!!」の受入れ態勢だと思うのですけれども、前は何か交流推進事業だとかというふうなもので委託していたようなのですけれども、やり方が変わったということなののでしょうか。これ、私、決算書を見ていたところでは施設の借り上げとか、何かそういう借り上げだけ書いてありますけれども、例えば案内人の方に対してのとか、そういうふうなことをお願いしているというか、そういうふうなことはないのでしょうか。今までのやり方が変わったのかどうか、その辺、内容をちょっと教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問でございます。確かに以前につきましては、県の地域経営推進費ですか、そういった事業を活用して3年間ですかね、そういった案内所の設置ということで、案内いただく方への謝礼あるいはその場所の借り上げ、暖房費あるいはインターネットとかそういった情報発信の経費ということで、業務委託しながら展開してまいりました。事業も終了いたしまして、ずっと補助という流れではなく、何といたしますか、そういったもてなしの気持ちは当然あって、非常に交流が増えておるものだったわけですので、そこは維持していきたいという考えではあったのですが、その経費については縮小といたしますか、その事業の廃止とともに、何年かは続けまして、場所の借り上げだけ、常設的に、リピーターの方にとってはもうそこにあるということもありますし、そういったことであそこの場所の借り上げだけは継続しながら、案内の方たちにはボランティアという形になろうかと思っておりますけれども、そういった形でおもてなしは継続しているところでございます。

いかんせんコロナ等の関係も重なりまして、そういったことで軽米高校の文化祭等でおいでになる方に対して町民体育館を借りて、そこで「ハイキュー!!」の上映をしたり、バレー協会の方たちからイベントをして盛り上げてもらったりとか、そういったものもやってまいりましたけれども、残念ながらそういったことでここ何年かは中止されておりましたけれども、今年度新たにまたそういった機運が高まっておりますので、そういう流れに乗りたいという部分で、そこは活動は再開しながらということではございます。

ただ、全部が全部その経費をいつも町のほうで出すということについては、一旦それは引き揚げまして、またその活動された方々との話合いの中でどういった支援があるか、どういった盛り上げ方があるかという部分は十分にお互い工夫といたしますか、企画を出しながら、そういったまちづくりにつなげていこうということで現在は計画している状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私もそんなに詳しいわけではないのですが、**「ハイキュー!!」**に関しては一つの軽米の宝ではないかなと。最近特にもそういう**「ハイキュー!!」**で来ていただいている方が結構目立つなど。軽米高校のほうにずっと歩いていたり、町内の町のほうを歩いていたり、ちょっと、ああ、この人は軽米の人たちと違うなというので、多分そういう方だ。かなりやっぱりまだまだそういう人たちが来ている。そういう人たちを何とか生かしてまちづくりのほうに何とか寄与できないものかなというふうなこと。私たちも東京のほうに軽米高校の同窓会の東京支部のほうに行くと、東京の方々から言われるのが**「ハイキュー!!」**関係はすごい人気ですよということを向こうの人たちから言われます。だから、軽米の一つの大きな武器というか、それをチャンスとしてやっていく必要があるのではないかなと。やはりもっとお金をかけても、どういう方法があればいいのか分からないのですが、何とかして**「ハイキュー!!」**を基にして人を呼び込んで町を盛り上げるというふうなことはやればもっともっとできる可能性もまだまだあるのではないかなというふうに感じているわけですが、その辺のところ、これは去年の決算ではございますけれども、これからやっぱり考えてほしい部分なのかなと私は思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ありがとうございます。そういった資産を大事に、有効に活用していくことが重要と考えます。そういった中で二戸市のある旅館といいますか、そういったところには**「ハイキュー!!」**の方が泊まれるということで、そういった方との連携ということで、地域おこし協力隊を介しながら、そこへいらっしゃる方が軽米に来てというふうな、そういった観光のルートといいますか、交流のルート、そういった部分を今検討している、調査しているところでございますので、そういったところもまた拡大といいますか、広げていながら交流人口を増やすということにつなげていきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 私も**「ハイキュー!!」**の聖地巡礼休憩所借上のことに関してお伺いします。

24万円というのは、これは多分あそこ、場所をお借りしているところの謝礼的なものかなと思います。仙台市では今年**「ハイキュー!!」**を観光特別大使だか何かに任命して大きなイベントがありまして、8月の19日を中心して1週間あったそうです。それで、全国からファンが集まって、そしてモニュメントも造ったという

ことで、観光のその事業の「ハイキュー!!」は第1号になったということで、軽米は本拠地なのを取られてしまったなどと思って、残念に思いました。

場所をお借りするとやっぱりその掃除とか、場所開けて、ちょっと来た方にお話しするとかということもあると思います。外国から結構来ているので、大清水旅館にも結構外国から来てやっぱり1週間とか泊まったとか、ずっと泊まっている人があそこは多いです。今年の夏はすごく暑かったのですが、本当はあそこで休んでほしかったのですがけれども、冷房もないし、あそこは、仲町の物産館を案内したかったのですがけれども、私も英語も外国語しゃべれないものですから、あそこにここで休めるよというような表示を英語でつけてほしいということも言ったことがあります。本当に、中村委員が今おっしゃったようにもったいないなと思います。まだまだこれから映画とかいろいろあるので、それは1年や2年で消えるものではなくて、役場に来ると、役場は涼しいですし、玄関から入ると何か記念に記帳したりするのであるようですので、観光案内所みたいなものに役場も入れて、ここに行けば休めますよと。1回は、あまり暑いから、バスの時間まであるから、図書館に行けば涼しいよということで、私は図書館に行って休めばいいよということを伝えるのに大変四苦八苦をしまして言って、休んでいただきましたけれども、本当にこれを活用するというのでやっていただきたいと思います。前、イベントをやった何かのぼりみたいなものを買ったりしたのでけれども、軽米に来るといろいろなお店とかにそれが下がっているからとてもうれしいということで写真を撮ったりするようです。お願いして、買って保管してあるものを例えば商店に貸すとか、あげるとか、そういう方法もあるかと思いますが、本当にいろいろな国から来ています。ぜひとも活用する方向でいていただきたいと思います。

あと、何か地図を作っているのは軽米町産業開発で作っているのですかね。どういふところに行けばもらえますかということをおっしゃるので。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） たくさんいただきましたので、どれから答えるかちょっと分かりませんが、外国の方がおいでになるということで、英語での案内とかそういった部分については当然必要になってくるかと思いますが、英語、中国語でしょうか、中国からも結構多かったという話を聞いていたので、その辺は調整しながら検討してまいりたいと思います。

また、地図、マップですがけれども、マップは総務課のほうで作成したものです。ちょっと前に作ったものがなくなりまして、増刷という形で作っておりますけれども、今度かるまい文化交流センターが完成しますので、やっぱりかるまい文化交流センターの部分を中心に描きながら、その辺も新たな取組は必要かなという部分は考えておるところでございます。

また、役場にそういった形で立ち寄る場所、ノートとかマップも置いてありますけれども、かるまい文化交流センターのほうにもそういったスペースとといいますか、場所も配置しながら交流を図ればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

使用料及び賃借料のところに車両住居等借上料というのがあります。ここに地域活性化起業人給与費負担金560万円、それから地域おこし協力隊推進事業で2人の人件費等の費用だと思うのですが、車両住居等借上料とこれは同じような、3人のこれはあれですかね。住居費もあって出してあげているということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問ですけれども、車両住居借上料という部分については地域おこし協力隊の方への活動用の車両、それから住居費の補助ということで使用したものでございます。

地域活性化起業人の方には、特にそれはございません。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） そうすると、地域おこし協力隊員も募集が、人数が結構多いわけですけれども、これからも住居費も負担するということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 現在もその方への報酬、賃金、給与費部分と、そういった今申しあげました住居費あるいは活動による車両経費あるいは事業の企画に係る費用、そういった部分、総額で現在であれば560万円まで国の特別交付税が措置されます。ですので、その範囲内で活動をお願いする形で募集して活動いただいているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） ほかに。

中村委員。

○6番（中村正志君） 先ほどもちょっと説明していただきましたけれども、もう一回お願いしたいのですけれども、4ページの結婚新生活支援事業補助金、4世帯とありますけれども、その111万8,000円、この内容をもう少し詳しく説明いただけますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。内容を詳しくということです。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） 主要施策の説明書の4ページの（8）結婚新生活支援事業補助金、こちらの内訳を説明させていただきます。先ほどご説明いたしました、その内容としては住居費、引っ越し費用、リフォーム費用に対して助成す

いと思います。移住も含めていますが、そういうふうな人たちも対象になるのかなと今ふっと思ったものですから、いかがなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

毎年、補助交付要綱というのは県の補助要綱に合わせて少しずつ見直しはされるのですが、令和4年度につきましてはその年の、令和4年1月1日以降に入籍、婚姻届を出された方で、令和4年度末までの期間で該当する費用が生じた場合に支給するということになります。かつその期間に軽米町に引っ越されるということが条件でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにありませんか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 1点だけ確認というか、ここに先ほど出ていましたが、聖地巡礼という予算がありましたけれども、軽米町ではこれから聖地という形に持っていく考えか、1点だけ、そこだけ聞きたいです。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういう方向で考えていきたいと思っております。先ほど日山総括課長のほうからも申し上げましたとおり、町内でのおもてなし、受け入れる団体というものを数多くつくっていくとか、そういう形でこれから増えるであろう来町者の方に対応するというところで町としては進めていきたいという考えではございます。ただ、従来からありますとおり、いわゆる出版社との関係もございまして、そこは慎重にということか、進めながらいかなければならないかなとは思っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 上山委員。

○3番（上山 誠君） 空き家の話です。若者向けの空き家バンクの登録、若者向けというわけではないですが、町の空き家バンクに登録された物件を使うと、それを使っての若者住宅、移住者取得事業とかという話なのですが、今よく言われるのは空き家の登録が少ないと言われますが、その状況はどうなのですか。

あとは、増やそうという、どういう努力をしているのか、増えていない理由とかあれば、そこを。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家バンク登録の状況というところは、実際のところは進んでいないという状況で、現在1件、情報公開できるものがホームページで公開されております。あと、問合せはいただいておりますが、登録をしたいという方の情報はございますけれども、

ども、やっぱり条件として、例えば相続登記が済んでいないとか、家財の整理がまだこれからだとかというところで、なかなか登録まで至らないというところはございます。ただ、問合せ等はございますので、その中で少しでも登録していただけるように、こちらの補助金のほうもございまして、家財の整理等にも10万円を上限に補助する制度もございますので、そういったものを紹介しながら登録は進めていきたいなと思います。

あとあわせて、空き家の利用というか、問合せもゼロではございませんので、そのマッチングというのも今後の課題というか、しなければならないとは思ってございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

それでは、2款なければ……

〔「あります」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 主要施策には入っていないのですけれども、選挙費があるようですが、昨年の途中からというのですか、昨年度は町長選挙があったと思いますし、今年になってから我々の町議会議員選挙があった。そこで初めて公費負担の分が出てきました。我々は非常に助かったなと思っていましたけれども、その中でポスターとか、チラシとか、車の借り上げというふうなものが公費負担、皆さん方がどれだけの経費をお使いになっているかはよく分からないのですけれども、一つには、例えばポスターでも、趣旨等それぞれが頼み方によって大分差がある部分もあったように聞いたりしております。実際私ちゃんと見ていませんけれども。だから、その辺のところを、多分収支報告書が提出されてどれぐらいかかったかというのは分かっていることだと思うのですけれども、それを踏まえてどのようにお感じになっているかというか、多分何十万円という差もあったりとか、同じものを作ってその差が出てきて、これでこのまま同じような形で進めようとしているのか、今初めてそういうふうにして、これは何とかもう少し制限しなくてはならないとかというふうな、そういうふうな何か反省点とか、何かはなかったのかどうか。もしあったら、それを教えていただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 選挙管理委員会事務局長、日山一則君。

○選挙管理委員会事務局長（日山一則君） 選挙費はこれからだと思っていたのでちょっとあれでしたけれども、選挙の申し上げられました公費負担のことでございましたけれども、何と申しますか、上限額ということで経費、ここまでの上限で負担はできますというふうなものが条例の規定でございます。これにつきましては、当町も初めてのことでしたので、全国の事例あるいは国のその要綱と申しますか、通達、

そういったものに基づきまして倣ってといたしますか、そういう形で今回は設定しております。

今、委員申し上げましたとおり、ネットニュースでもやっぱりそういったことも取り沙汰されておりましたし、町のほうにそういった指摘の電話といたしますか、そういった問合せもありました。ですので、そういった部分は条例違反ではないので、その部分は当然このまま粛々と執行するわけですが、こういった中で各自自治体の判断でその設定をするというものでございますので、あまりにも開きがあるのであれば当然是正しなければ、町の税金ですので、その辺の使い道は十分に調査して進めていただかなければならないというのが事務局の見解でございましたので、これから各自自治体等を見ながら十分に勉強して、そういう方面は取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○6番（中村正志君） 別なの。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） これはここまで全部ですよ。

○選挙管理委員会事務局長（日山一則君） すみません。

○6番（中村正志君） だから、選挙費も含まれているのですよ。

○選挙管理委員会事務局長（日山一則君） はい。

○6番（中村正志君） 町民意識調査、毎年やられている。私も見たり、見なかったりしているのですけれども、結果として、毎年やっている内容もあるかと思えますし、それぞれ課題を踏まえてやっているかと思えますけれども、これが結果、いいことだと思うのですけれども、これをどのような形で生かされているのかなという、ただ何か調査しっ放しではないのかなと思ったりしないでもない。何かそれを関係課等に持って行ってどのような形で計画等に生かそうとしているか、生かされているかという、その実態が分かれば、分かる部分でお願いしたいです。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 町民意識調査、これずっと長い間継続してやっている調査ということで、非常に調査としてはいい資料というふうになっているものと考えております。町の計画等々においても、このアンケートを基にいろいろな視点から今後の課題を見つけたり、あるいは生活し、どうなっているかというのを追跡する調査としての活用とか、そういった部分では非常に有意義なものとして考えております。

当然ながら、この毎年調査後には各課に公表するとともに、町民の皆様にも公表してお知らせしているところでございますし、我々職員の姿勢とか、対応とか、そういった部分でのいろいろな苦言等もございます。窓口対応はじめ、そういった職

員の一人一人の資質向上といいますか、そういった対応の向上にも十分に生かされるような形でフィードバックさせていただいておりますが、いずれにしても今後もこの調査の結果を踏まえながら、そういった様々な施策展開をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 74ページの一番下の行ですけれども、納税貯蓄組合補助金400万円とあります。納税貯蓄組合というのは何か所ぐらいあって、どういう活動をしているか、ちょっとお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古館寿徳君。

○税務会計課総括課長（古館寿徳君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

ただいま軽米町内には88の納税貯蓄組合がございます。その組合ごとにそれぞれ収納率あるいは加入世帯数等によって配分しております。納税思想の普及あるいは地域での行事等での税に対する理解を深めていただくという目的に沿って支給しているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） これ88組合、収納率、世帯数もそれぞれだと思っておりますが、ぴしっと400万円という金額だったので、400万円最初にありきで、それを合うように割って配分したのかなとちょっと思いましたので。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古館寿徳君。

○税務会計課総括課長（古館寿徳君） お答えいたします。

400万円という予算をいただきます。そちらを率等によって案分しておりますので、この400万円をどういう形で配るかというのをそれぞれの率でやっているという部分で、400万円ありきという言葉よりは400万円をフルに交付できるようにというような形での支給というか、交付という形で運営しております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ということでご理解いただけましたでしょうか。

○5番（江刺家静子君） 分かりました。

○6番（中村正志君） 関連して。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 納税貯蓄組合のこと、最近聞いた話ですけれども、なくなるという話を何かお聞きしましたけれども、実際なくなるのか。廃止するには何か説明が不足しているのではないかというふうなことを言う方もいましたけれども、私もこの納税貯蓄組合に恩恵を受けていた一人ではございましたけれども、今後の状況と他市町村との兼ね合いも含めてどのような考え方で今後、軽米町は廃止の方向に持

っしていこうとしているのかをお伺いしたいです。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） ご質問にお答えいたします。

確かに、7月にありました納税貯蓄組合連合会の総会のほうで、そういう方向でということでご説明させていただきました。これについては、4年ほど前から議論しております。

県内の状況ですけれども、今現在は市町村単位、ちょっと一部地域というかブロックとして残っているところもありますけれども、大分減ってきて、今は10を切っているという状況になっております。こういう形で行政のほうから納組のほうへの補助という部分については、ちょっと他県の事例になりますけれども、実際に補助金として支出はいかなものかというような部分の意見等があり、そういう部分で全国的に納税貯蓄組合のほうは減ってきているという状況になっております。

それで、私どもが納税貯蓄組合連合会の総会でご説明したのは、今現在この補助金400万円ですけれども、行政区あるいは納税貯蓄組合ごとに金額のほうの差は当然あります。ただ、実質こちらは今現在地域の活動費として利用されている部分もあるということは認識しております。そういうことで、軽米町のほうでは総務課のほうでやっております地域への補助金制度がございます。そちらのほうと統合してというような形での方向性を今模索しているという状況になっております。行財政改革という部分もありますので、この400万円の枠をそのままそちらのほうへというのはちょっと厳しいというような形でのご説明はいたしました。

これからですけれども、どういう形でそちらと統合して目的を果たせるような補助金として残せるかという部分については、2年ほどかけて検討及びご説明してまいりたいというような形での説明をしたという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私もよく分からないのですけれども、今の話の中で補助金もらった地区、組合が地域活動等に使っていると。実際これの目的は、補助金をおあげしている目的というのはどういうことに使ってほしいというふうな何かあっておあげしているような答え方だなと思っていましたけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） こちら大分古い歴史を持つ補助金ということになっていまして、私も役場に入る前のお話なのでちょっと口づてにというような形ですが、こちらですけれども、前は税金は地域ごとに集めていたと。切符をやって、それで班長なり区長が集めるというような際に、どうしてもそのときに出せるお金

がなかったということで、地域で立て替えて一旦払っていたというような部分もあったということで伺っております。そういうときに、地域で要はストックしておくお金というのはそうそうあるわけではないので、こういう形での補助金を出して、その中から一旦どなたかの世帯が今現在払えないやつを立て替えて払っていたと、後からその方、払えるような状況になったら戻してもらっていたというような使い道がスタートというふうに聞き及んでおります。

時代が変わりまして、今現在はコンビニなり、あるいは電子決済なりで納める方もいらっしゃると思いますので、なかなかその交付率というか、1戸1戸の世帯の納税とか、収納とかというのはないのですけれども、今現在も税務会計課としては納税思想の普及、税金の大切さ等を何かの機会を捉えて皆さんで考えていただければというような形での交付を続けてきたというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私も昔の話はよく分からないのですけれども、何かそういう雰囲気はあったなど。この納税に限らず、国民年金の収納に関しても、それぞれの地域ごとに集めて納めていたというふうなことを聞いたりしています。それだけ地域の連帯感というふうなものも、つながりというのが非常に強くあったのではないかなと思います。これはこれで非常に大きな、有意義なものだったと思います。ですから、ただ長くやっている人、今は逆に言えば口座振替だとか、人が納めていないから納めてあげるとかという、そこまではあまりないとは思いますが、ただ昔からこれをずっとやってきている人は、これに対する恩恵というものがあるものですから、そういうふうなものをもっともっと続けてほしいというふうな人もないわけでもない。だから、その辺のところを皆さんに理解してもらうことをきちっと説明していくというふうなことをやって、皆さんが納得した上でこれが解散するのであれば解散するという方向、私自身も確かに所期の目的は達成されたのではないかなというふうに考えてはいるのですけれども、ただ地域の連帯感というふうな部分にもつながるということであれば、先ほど言った地域活動補助金とかそういうふうなものを含めた形で何か各自治会を盛り上げる手だてをなくさないようにしてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし何かあれば。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） まず、ちょっと私のほうから説明したいのは、納税貯蓄組合のほうの解散というお話にはなっておりません。補助金のほうを来年度以降検討しながら、ちょっとお支払いの仕方あるいは金額等は変わってまいりますというような形での説明をしました。ですので、解散というのはちょっとその場で

は私どものほうからは一切ご説明していませんでした。

あと、ご意見のありました地域のコミュニティーの部分ですけれども、そういう金額的にこのお金がなくなったから活動できなくなったというようなことがないように、その辺はこれから総務課のほうの補助金、交付金との兼ね合いですけれども、金額等については交渉して、地域の方々にいきなりゼロというようなことはないというような形での方向にして持っていきたい。コミュニティーのほうの継続という部分をつなげるという部分も併せてこれから協議してまいりたいと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

では、ここで2款は終了して、10分間休憩します。2時5分から3款民生費をやりますので、休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時04分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3款民生費、1項だけの説明を求めます。社会福祉費、町民生活課分ですね。

町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） 3款1項社会福祉事業の部分をご説明いたします。

さわやかカップル祝金制度でございます。結婚を祝い、家庭生活の安定と少子化対策の観点から地域福祉の向上を図ったものでございます。9組の方に商品券、現金、各5万円をお贈りしておるものでございます。事業費が85万円となっておりますが、1組の方が受領手続が遅れたため商品券5万円分は令和5年度に支出をしておりましたので、85万円という事業費となっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課分、1項、最後のほうにもありますので、町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君、説明をお願いします。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 主要施策の説明書、飛びまして7ページの（6）福祉医療対策についてご説明いたします。

（6）ですが、重度心身障害者医療費給付事業といたしまして、重度心身障害者の方に対しまして医療費の一部の給付を行ったものでございます。事業費は、対象者243名の方に対しまして2,198万4,000円の支出をしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、前のほうに戻りまして健康福祉課分ですね。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君、お願いします。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、健康福祉課分についてご説明させていただきます。

主要施策の説明書の5ページを御覧ください。3款1項の健康福祉課分、(2)福祉灯油費等給付事業からご説明させていただきます。決算書のページは、86ページからとなっております。給付実績は、記載のとおりでございます。給付額は398万4,000円となっております。灯油価格の高騰が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者のみの世帯に8,000円を現金で給付し、冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的に行った事業で、岩手県補助金と地域福祉振興基金を活用して実施した事業となっております。

続きまして、(3)高齢者対策福祉事業についてご説明いたします。同じく、決算書は86ページとなります。①の生活支援体制整備事業でございますが、会計年度任用職員2名を配置し、地域が行う支え合い・助け合いの活動や地域の皆さんの通いの場や居場所づくりを広げるために地域の仕組みづくりのお手伝いをしている事業となっております。事業費は、668万5,000円となっております。

次に、②の長寿祝金でございますが、対象者は記載のとおりで、事業費は291万円となっております。90歳及び100歳に到達した高齢者に対しお祝い金を贈り、長寿をお祝いしている事業となっております。

次に、③の敬老の日のお祝い事業でございます。対象者は記載のとおりで、事業費は126万4,000円となっております。コロナ禍であることから式典を中止し、傘寿と米寿の高齢者の方を対象に敬老の日のお祝いとして記念品を配付し、長寿をお祝いいたしました。

次に、④の緊急通報装置等の整備についてご説明いたします。設置台数は55台で、事業費は164万7,000円となっております。一人暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を整備し、安全確保に努めております。

次に、⑤の食の自立支援事業委託料についてご説明いたします。決算書は88ページと92ページとなっております。対象者数、実績数は記載のとおりとなっております。事業費が543万9,000円となっております。株式会社軽米町産業開発に委託をいたしまして、高齢者及び障害者の見守りと食の保証を目的に行った事業となっております。

次に、6ページを御覧ください。6ページの⑥の通所型介護予防事業でございます。こちらは、はつらつデイサービスと呼ばれるもので、利用者実績は記載のとおりとなっております。65歳以上の高齢者の介護予防、社会的孤立感の解消、自立支援の助長を促す事業となっております。事業費は514万7,000円となっております。

次に、⑦の総合相談支援事業、地域包括支援センターランチという名前の事業

でございます。役場内に地域包括支援センターがございます。そちらで行っている総合相談窓口の役割を社会福祉協議会のほうにサブセンターという形で設置し、総合相談を受けている事業となっております。委託料としては380万1,000円となっております。

次に、⑧の二戸地区広域行政事務組合負担金についてでございます。事業費は1億9,689万2,000円となっております。介護保険事業の市町村負担金分でございます。

次に、⑨のいきいきシルバー活動総合支援事業費補助事業でございます。高齢者の生きがい就労活動等の活動に対し、シルバー人材センターの活動を行っている軽米町社会福祉協議会に対して助成している事業で、補助額としては170万円となっております。

次に、⑩の二戸地域権利擁護支援事業でございます。事業費は467万円となっており、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を各市町村で整備することになっておりますが、当二戸管内ではカシオペア権利擁護支援センターとして二戸地域4市町村で案分して委託をし、設置している事業となっております。今後ますます多くの需要が見込まれる成年後見制度が必要な方々に提供するための事業となっております。

次に、(4)の障害者福祉事業についてでございます。①の福祉タクシー事業についてご説明いたします。決算書は92ページとなっております。実績は、記載のとおりとなっております。事業費は167万8,000円で、重度心身障害者の方と80歳以上の独居高齢者の方に対しましてタクシー料金の基本料金、初乗り料金プラスワンメーター分を助成している事業でございます。

次に、②の地域生活支援事業につきましては、アからウの総事業費が1,240万3,000円となっております。事業内容は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、7ページに移ります。ウの地域活動支援センター運営事業費補助金でございます。こちらは、向川原にございますふれあい作業所での精神障がい者への創作活動や生産活動機会の提供による社会交流促進事業となっております。

次に、④の障害者自立支援給付事業についてでございます。実績は記載のとおりとなっており、事業費は4億888万円となっております。障がい者及び障がい児、子供の方ですね、の必要な障害福祉サービスを受けることに係る給付支援を行っている事業でございます。

次に、(5)障害者自立支援医療給付事業についてご説明いたします。決算書は94ページとなります。事業費は974万1,000円で、給付実績は記載のとおりとなっており、日常生活、社会生活を営むために必要な医療費を給付した事業と

なっております。

3款1項、健康福祉課分の説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。3款民生費、1項社会福祉費の説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 敬老の日なのですけれども、今年度は敬老の日の、前みたいに体育館でやっていたあの事業はやらないということなののでしょうか。楽しみにしている方がいますが。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

今年度におきましても、コロナウイルス感染症が5類に移行したということもございますけれども、依然として、最近特にですけれども、二戸管内でも感染が拡大しているという状況もございますし、会場等の関係もございまして、やはり密になる機会ということもございますので、今年度におきましても記念品を配付してお祝いの事業とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） この科目のところに当てはまるのか分からないのであれですけれども、いわゆる最近マスコミでも話題になっているひきこもりと言われる、ひきこもり、働かない、そういう人たちの相談とか、そういう指導とかというのはこの事業の中のどこに当てはまるか、ありますか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ひきこもりの方の事業については、相談については健康福祉課にある総合相談窓口でも受け付けております。しかしながら、そのケアというか、そういう方面については健康づくり担当とともにやっているということでございまして、予算的なものについてはここには特に計上されておられませんので記載がないというような状況でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） この緊急通報装置の関係ですけれども、これは緊急時にというふうに書いていましたけれども、どういうふうな使い方をされているのかなということと、もしかして今年、非常に暑い日が続いてたと、熱中症で一人暮らしの人が家で倒れていたとかという話も聞いたりもして、軽米町からも救急車で運ばれたと

いう人もいたようですけれども、一人暮らしの人から電話するだけでなく、逆にどうしていますかとかという安否確認とかというふうなことを定期的にやっているとか、そういうふうなやり方もしているのかどうか、この事業内容についてちょっと教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまの中村委員の質問にお答えいたします。

こちらに記載しております緊急通報装置等の整備の事業としては、緊急通報装置を一人暮らしの方のところに設置して、持ち運びできるもので、そのボタンを押すと、それが緊急通報装置として飛んでいって連絡が入るといような形のものとございます。

見守り事業といたしましては、そのほかにも配食事業もございます。そちらも安否確認をするということで、基本的には直接手渡しをするといような事業となっておりますし、そのほかにも地域包括支援センターもそうですが、健康づくり担当のほうでもそうですけれども、一人暮らし老人とか、あるいは心配される方、例えばちょっと病気があって一人暮らしだけれどもといような、緊急通報装置もついていないし、配食事業もやっていないといような方々については、すごい頻度で回っているわけではございませんけれども、定期的に回るようにはしております。

今年度、先ほど中村委員おっしゃいましたように、熱中症になって、それで助けも呼べない、そのまま倒れていたといことで、食の自立支援といことで配食したときに、そういう事件といつか、そういう状況になっていたといケースもございまして、すぐ連絡をいただいて、救急車を呼んで処置したといようなケースもございました。

以上、そういういような事業でございまして。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 実際そういういような状況があったといこと。あるところでは何か一人暮らしのところに、あるところから、役場からなのかどうか分からないのですけれども、電話がかかってきて、今調子はどうですかとかいようなことを電話でやり取りをしているところもあるようですけれども、いちいち配食だったら家庭訪問しなければならないと思ふのですけれども、今は電話でのやり取りといことでの安否確認といものも当然あってもいいのではないか。軽米町では相当数の一人暮らしの方がいるのではないかと思ふので、配食だけの家庭に見回っているだけではちょっと大変ではないかなと思ふわけですので、そういういようなところ、特に今年の夏、特にお年寄りはいえれば失礼ですけれども、エアコンなんかはほとんどつけていない。窓を開けておけといっても、いや暑くないからとかいって、いっぱい着ているお年寄りもいるわけで、そういういような人たちが結構いるとい

ふうな話も聞いたりしています。だから、そういうふうなことを、もう少し細かい見守りといいますか、一人暮らしでなくても、親子でいても、働きに行っていて、留守番している寝たきりの人もいないわけでもない。そういう人たちの話も聞いたりもしていますので、何かその辺のことをもう少し細かく対応を考えてもいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ご提案いただきました。ありがとうございます。

電話での確認ということでございますが、そちらについては制度としてつくっているわけではございませんが、やはりケアマネですとか、あるいは介護予防事業の観点でも地域包括支援センターの情報等を持っておりますので、やはり先ほど言ったようなお年寄りで、息子さんはいるけれども、働いている。そういう結構健康的に見てもちょっと心配なところがあるという方々等についても電話で確認したりとか、そういう部分については、特には決めておりませんが、やっている状況はございます。

あと、それとそういう方々の安否確認の方法としていろんな業者がいろんなものを考えているようでございまして、ポットでお湯をくむと、それが息子さんの携帯に飛んでいって、ああ、今日もお茶飲んでいたなとかというのものもあるようでございます。そういうのを含めて各市町村でもいろいろ検討しているようでございます。ただ、一戸町でやっているのをちょっと聞いたのですが、どういう事業だったかあれなのですが、あまり効果がなかったということでやめているものもあるので、そういうものについては今後考えていって、いろんな便利なものが最近すごく出てきているということですので、そういうものも併せて検討してまいりたいと思います。ご提案ありがとうございます。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 別なことですけれども、いきいきシルバー活動、これシルバー人材センターのことだと思いますけれども、170万円、この補助金というのはどういうふうなものに使われる補助金なのでしょう。また、シルバー人材センターの今の活動状況はどのようになっているのかも含めてお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この170万円というのは、シルバー人材センターを運営する上で使うものとは一線を画しまして、やはり高齢者の就労支援ですとか、そういうものに関するものについて使う事業でございます。令和4年は170万円でございますけれども、令和3年度については自己資金が残っているということで73万円であったり、交

付決定というか、予算額そのままあげているというのはここ最近はほとんどない状況です。令和4年度については予算額どおりになりましたけれども、令和3年度にちょっと余っていた部分を使ったので、令和4年度はお金があまりないということで170万円全額出すことになってございます。

活動状況についてでございますが、令和4年度末の登録者が63人ございます。受託件数が527件、延べで3,088人の登録者の派遣があったということで、事業収入が2,278万8,562円ということになっております。

以上です。

○6番（中村正志君） どういう内容なのか、草刈りとか。

○委員長（茶屋 隆君） 内容。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） すみません。その活動の内容についてですけれども、様々ございますが、庭の木の手入れですとか、あるいは田んぼあるいは庭の草刈り、草刈りが結構多いようでございます。草刈りの登録者が一番多いというふうなお話も聞いております。あとは、細かくなればいろいろあるのですが、お墓掃除だったりとかそういうのもあると。ただ、最近田んぼとかの草取りをやる方がいらっしゃらないようで、結構要望はあるのだけれども、そちらの事業は受けられないでいるというような話はお聞きしております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、ないようですので、次に3款民生費、2項児童福祉費の説明をお願いいたします。

町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） 町民生活課分ご説明いたします。

（1）児童福祉事業、①すこやかベビー祝金制度でございます。昨年度の実績数は記載のとおりでございます。事業の内容は、出産者に対して祝金を贈り、これを祝福し児童の健全育成と児童福祉に努めたものでございます。事業費は133万円となっております。

続きまして、町民生活課分、担当課長のほうから次のページを。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 主要施策の説明書8ページ、（3）に担当課のところに町民生活課の記載がございませんが、（3）は町民生活課の事業でございますので、説明いたします。

（3）福祉対策医療費でございます。乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭及び小学生から高校生までの児童生徒に対しまして医療費の一部を給付することによりまして

適切な医療の受診を容易にし、健康の維持を図るとともに生活の安定と福祉の増進に努めたところでございます。医療費助成事業全体で2,166万7,000円の支出となっております。それぞれの内訳は記載のとおりでございます。

また、出生体重が2,000グラム以下で身体の発育が未熟のまま生まれ、医師が入院養育が必要と認めた乳児の医療費を公費で負担する制度であります未熟児療育医療費給付費につきましては、1名の方に対しまして11万3,000円を支出してございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、健康福祉課分、健康福祉課総括課長、小笠原隆人君、説明をお願いします。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、3款2項児童福祉費についてご説明いたします。決算書は96ページからとなります。

②の児童手当についてご説明いたします。給付の内訳には受給世帯数を件数で書いております。給付児童数を人数で表記させていただいております。事業費は7,945万5,000円となっております。児童の健全な育成を目的に、養育している方に児童手当を支給いたしました。

次に8ページ、次のページを御覧いただきたいと思います。③の障害児通所給付事業でございます。利用実績は記載のとおりとなっております。事業費は1,537万8,000円となっております。自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、個々に必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、福祉の増進に努めました。

次に、(4)の地域子育て支援ひろば運営費についてご説明いたします。決算書は96ページから98ページとなります。利用者延べ人数は記載のとおりとなっております。ピヨピヨ広場を青少年ホームで開設し、子育て中の親子が気軽に集える交流の場を提供する事業となっております。事業費としては195万4,000円でございます。

次に、(5)の放課後児童クラブ運営費でございます。事業費は1,151万円となっております。実績は記載のとおりとなっております。放課後の児童の健全育成を図ることを目的とした事業でございます。

次に、(6)の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についてご説明いたします。決算書は100ページとなっております。給付実績は記載のとおりとなっております。国の補助事業でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金を対象児童1人当たり5万円を給付いたしました。

た。

次に、(7)のいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業についてご説明いたします。決算書は102ページとなります。給付実績は記載のとおりとなっており、事業費は4,137万円となっております。岩手県の補助率2分の1の補助事業でございまして、原油価格・物価高騰の影響を受けた子育て世帯の負担軽減を図るために、臨時特別的な給付措置として子育て世帯の臨時特別支援金を対象児童1人当たり3万円を初回、追加と2回給付しております。県からの補助の負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業となっております。

以上、健康福祉課からの説明を終わります。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、3款民生費、2項児童福祉費について説明が終わりましたので、質問を受けます。質疑ございますでしょうか。

中村委員。

○6番（中村正志君） すこやかベビー祝金制度が議会のほうでも、人口減少・少子化対策調査特別委員会のほうでも要望して条例改正をしていただいて、第1子からということでもこういうふうな金額になっているのですけれども、しかし今、それを実施してから2年ぐらいたちますか、なかなか成果がなおかつ上がらないというふうな状況でないのかなと。何か今、聞くところによると、年間20人前後ぐらの子供しか生まれていないということ、将来が非常に怪しくなってくるなというふうなことだと思えるのですけれども、どうすればまた子供が多く生まれるのだろうかということも人口減少・少子化対策調査特別委員会のほうでも考えていかなければならないなということでも困っているのですけれども、そこで1つお伺いしたいのですけれども、第1子が3万円で、第2子が5万円、そして10万円、20万円と、多くなれば金額も多くなるというふうな今の制度でございましてけれども、これを逆にすればいいのではないかというふうな声もあります。第1子に20万円なり30万円を応援して、第1子が生まれて補助金もらって、子育てが非常に楽だ、子育てが非常に楽しい、そういうふうな考え方を持てば、第2子、第3子もまた2人目、3人目というふうに希望を持つのではないかというふうな声もないわけではないのですけれども、これから議会は議会でも議論はしますけれども、例えばそういう提案をされれば町としてはどのようにお受けになるのでしょうか。ちょっと今、担当課長、総括課長の考え方だけでもよろしいのですけれども、何かこのことについてちょっとお話しただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、工藤晃子君。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年来そのようなご提言などもいただいております、こちらといたしましても様々な角度から検討もしてきているところではございます。今現在の制度ですと、第1子に対してお祝いをする気持ちというところも、とてもうれしく思っている気持ちを表明することができていると思いますが、第2子、第3子、第4子とこう子供が増えていくということに対して町全体で子供を迎え入れるお祝いの気持ちということが親御さんたちにお伝えできているのではないのかなというふうに考えておりました、子供さんが増えていくに従ってお祝いの額が上がっていくという方向は、皆さんにお祝いの気持ちをお伝えするという意味では有効なことではないかというふうに課内では考えてございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いいです、このことについてはまたこれからいろいろ議論していかなければならないことだと思いますので。

ここに記載はないのですけれども、ちらっと決算書を見たときに老人クラブ運営費補助金が36万4,537円というふうになってはいますけれども、老人クラブ、この高齢化社会において老人クラブがどんどん減ってきているという状況、逆に高齢化において老人クラブといいますか、お年寄りの方々の横の連帯感などももっとも支援していく状況にあれば、もっとも丈夫なといいますか、健康で長生きできる状況になるのではないかなと。一人暮らしだけだとなかなか家に一人いて閉じ籠もっているだけ、老人クラブのよさというのはやはり団体活動をするということによってお互いに健康で長生きできるというふうな一つの老人クラブの考え方もあるのではないかなと。今や65歳以上は高齢者であるというふうなことを考えた場合に、65歳から100歳まで非常に年齢幅も広がってきて、70代の人たちも俺は老人ではないよという人たちが多数おられますので、こういう現象になってきているのかなというふうに思いますけれども、何とかこの老人クラブというふうなものを見直しをして、やはり高齢者の人たちの連帯づくりといいますか、つながりというふうな一つの団体活動を奨励するようなことを、ただ、今やる、やらないというだけではなく、新たな考え方として高齢化社会に対応する事業を起こしてはいかがでしょうかというところを感じてはいるわけですが、そういうふうな話合いがなされたことはないでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

老人クラブ運営費補助金でございますが、交付する団体等も年々減ってきているという状況は否めない状況でございます。しかしながら、話を聞いてみますと、入る人がいないというふうなお話をよく聞きます。というのは、昔であれば結構60

歳を超えたあたりだともう皆さん老人クラブに入るものだというような認識があったり、周りの意識の醸成等によってそういうことがあったけれども、最近の60歳、65歳は若過ぎると。入れと言うと、私はまだそんな年でないというような方が結構多いというお話を聞きます。そろそろいいのではないかと誘いに行ったら認知症になっているというような、笑い話ではないのですけれども、そういう話があってなかなか会員が増えてこないということで、結構会員が減ることによってそういう団体がなくなるというようなことが増えてきている状況にあると思います。

そこについてですけれども、小さい単位での老人クラブというのものもあるかと思えますけれども、やはりそこはだんだんに会員が少なくなったら統合したりとか、そういうことによっても存続していただければなということで、老人クラブの代表者の方にはそのようにお願いをしている状況はございます。

それとあと、老人クラブでいろんな事業とかそういうものやってもいいのではないかとこのところでございますが、やはりその事業をやるには人数が少ないだろうというような状況もあるようでございます。午前中にも出ました花いっぱい運動の花壇等のお花のことを結構老人クラブが請け負っているところも多かったということを知っていました。そこが活動できなくなって、結局花壇が空き状況になっているというようなお話も聞いてございます。

そういう状況も含めて今後、健康福祉課では生活支援体制整備事業ということで、地域の助け合い、支え合いという意識の醸成を図って、ボランティア団体ですとか、あるいはそういうところを増やしていきたいということで、居場所づくりも進めてまいります。その居場所づくりにもいろんな、高齢者の方から、若い方から子供まで集まっていたりするような場所を設置いたしまして、住民発信でそういうことを進めていただければなということで、今そういう事業をいろいろ進めている最中でございます。

いずれ老人クラブについてはなかなか、老人クラブという形では存続が難しくなっているのかなというふうな形は見えていますので、そこを統合するとか、そういう形で存続できるところは存続していただきたいということでお願いはしております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。大変ご苦勞の内容だと思いますけれども、そこで、今できることを考えていることはそれでいいのですけれども、行政側として考え方をちょっと変えて、やはり今の時代は100歳まで生きる時代でございますので、だから福祉サイドでやる老人クラブと、生涯学習でやるシニアいきいきク

ラブとか、そういうまだ65、70、80前の人たちで活動する場というふうなものはやはり変えていかなければならないのではないかなど。ですから、その辺等の庁舎内での連携を持って、70代、80代の若い、高齢者の若い人たちの何かそういうふうな横のつながりというふうなものも何か見いだしていければいいのではないかなど。いつまでもやっぱり70代、幾ら若い、若いといってもぼっくりと逝く人たちもないわけでもないというふうな状況になっています。かつて生涯学習が始まった頃は寿大学と町民大学があって、俺は年寄りでないから町民大学だというふうな老人の方々もいました。それで差をつけていた人もいたようですけども、今は逆に寿大学だけしかない。それも福祉サイドで始まった寿大学が今は生涯学習でやっているようですけども、その辺のところもちょっと見極めながら、まず何とかそういう70代世代の方々の活動の場というふうなものを福祉サイドだけではなく教育サイドも含めて用意していただければなというふうに思いますけれども、これについては答弁は特によろしいです。まず、要望として。

○委員長（茶屋 隆君） しっかりと対応していただきたいと思います。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 決算書の98ページの一番下ですけども、保育園の備品購入費、前もちょっとお願いといいますか、あったのですが、保育園でコロナがはやってから消毒するというか、そういう作業も結構大変になっているのではないかとということで、小さいおもちゃなんかも1個ずつ先生たちが消毒、拭きながらやっているようなのですけれども、滅菌器を購入してほしいと思ったのですが、施設にはどのようなのでしょうか、備えられているのでしょうか、それともまだ買っていないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

保育園に滅菌器というものがあるかということですが、端的に言うとまだ購入はしていないというところでございます。

滅菌器というものがどの程度のものまであるのかはよくは私も分かりませんが、おもちゃみんなを全部滅菌するというようなものではないような話をお聞きしておりますので、今あるおもちゃ等につきましてもいずれ購入、買い直しというか、新たなものを更新する場合には抗菌のものとか、そういうものを努めて選ぶようにしております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） あれば便利だなということを聞いたことがあります。市内の保育園には全部滅菌器が入りましたというところも聞いたことがあるので、ちょっと

お聞きしました。

それから、次の質問していいですか。

○委員長（茶屋 隆君） はい、どうぞ。

○5番（江刺家静子君） 放課後児童クラブ運営費ですけれども、100ページです。1,343万3,000円の予算に対して予算の残が、不用額が192万3,454円ということで、この人件費部分、報酬、職員手当、共済費のところがまずちょっと多いのですが、これ、職員が募集したけれどもなかったのか、それとも不要になったのか、ちょっと分かりません。これ、職員が不足のまま1年たったということではないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

令和4年度の人件費のことですが、こちらにつきましては途中で1人お辞めになっているということがございまして、新たに募集をかけてもなかなか新しい人が来ないというところがございます。

児童クラブのその支援員につきましては、支援員になるためには支援員補助を何年か経験しないと受験資格も生まれないというところもございまして、なかなか有資格者がいない状況があります。今年度につきましては、その中で健康福祉課の会計年度任用職員も児童クラブのほうに夕方等は派遣しているわけですけれども、こちらに保育士の資格を持っている方が来てくださいましたので、今年度については十分な形で進めていけている状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

またちょっとあれなのですが、備品購入費25万7,000円で支出がゼロなのですけれども、これは何かを買うために取ったと思うのですが、要らなかったということでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） この件につきましては、放課後児童クラブをやっている勤労福祉会館の2階の部屋にカーテンをつけるというお話だったので、カーテンを何のためにつけるの、わざわざ暗くするというところで聞いてみると、ボール遊びをするとき、ボールが窓にぶつかって危ないからカーテンを下げるというようなお話があったのです。それはちょっと本末転倒ではないかということで、いずれボール遊びについてはそこに危険がないような別な形で対処しまして、それでカーテンの部分については、せっかく予算化させていただいたところではございますが、無駄に使うのも何だということそのままとしたという経緯でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 今カーテンと聞いたので、あそこは西日が当たって暑いのでそのためにカーテンをつけるのかなと思いましたけれども、1階と2階、2階にあまり目が届かないという、中にいる人たちは分かると思うのですが、いつも心配なので、そういう防犯とか、安全とかいうものには十分気をつけていただくようによろしくをお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） そういうことでよろしくお願ひいたします。

あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、ないようでございますので、3款民生費を終わりました、ちょっと時間まだありますけれども、中途半端でございますので、5分ぐらい早く始めておりますので、今日はここで……

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい。

○6番（中村正志君） 終わっていいのですけれども、要望ですけれども、次、月曜日に始まる時、衛生費ですので、コロナの感染が多い、多いと言っているのですけれども、私らは全然実情が分からないので、4月から現在までの軽米町のコロナ感染の発生状況等をまとめていただいて、資料で出して説明いただければなと思いますけれども。

〔「その件についてよろしいですか」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時56分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

◎散会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） では、そのことに関してはまた、月曜日に何か分かったことがあればお知らせいただいて、今日はこれで閉会して、また月曜日10時から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

（午後 2時56分）